令和３年度予算審査特別委員会（第４回）

令和３年３月９日（火曜日）午前９時５９分開会

〇付託案件

議案第２号　令和３年度七飯町一般会計予算
議案第３号　令和３年度七飯町国民健康保険特別会計予算
議案第４号　令和３年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
議案第５号　令和３年度七飯町介護保険特別会計予算
議案第６号　令和３年度七飯町土地造成事業特別会計予算
議案第７号　令和３年度七飯町水道事業会計予算
議案第８号　令和３年度七飯町下水道事業会計予算

１.各課の聴取について
２.その他

〇出席委員（１６名）

委員長	川村主税	副委員長	稲垣明美
委員	横田有一	委員	神﨑和枝
委員	平松俊一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	畑中静一
委員	長谷川生人	委員	上野武彦
委員	坂本　繁	委員	澤出明宏
委員	中島勝也	委員	中川友規
委員	若山雅行	委員	青山金助

〇欠席委員（１名）

委員　川上弘一

〇議長出席の有無　無

〇出席説明員（５名）

民生部長	杉原　太	民生部住民課長	清野真里
民生部福祉課長	村山徳收	民生部環境生活課長	磯場嘉和
民生部子育て健康支援課長	岩上　剛		

〇本会議の書記

事務局長　関口順子　　書記　妹尾洋兵

午前９時５９分　開議

○川村委員長　皆さん、おはようございます。

時間になりましたので、始めたいと思います。

ただいまより、令和３年度予算審査特別委員会第４回目の委員会を開催いたします。

川上弘一委員から、欠席の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、本日の審査を行います。

初めに、住民課の審査を行います。

民生部長、住民課長、御苦労さまです。

予算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についてもあわせてお願いいたします。

住民課長。

○清野住民課長　それでは、一般会計から御説明いたします。

共通様式１番、事業予算名、大沼出張所運営費は、本年度予算額５１万４，０００円、前年度比５万６，０００円の減額でございます。

主な増減は、記載のとおりでございます。

続きまして、２番は、事業予算名、大中山出張所運営費です。本年度予算額１１８万１，０００円、前年度比３０５万２，０００円の減額でございます。

主な増減は、工事請負費、国旗等掲揚ポール設置工事完了による２９３万７，０００円の減。その他の項目については、記載のとおりでございます。

この事業の特定財源の歳入については、記載のとおりでございます。

次の３番、事業予算名、地域防犯等対策費は、本年度予算額３，６５９万９，０００円、前年度比１３万４，０００円の減額でございます。

主な増減は、負担金、補助及び交付金、街灯維持費及び新設改良助成金が、実績勘案等により、合わせて１０万９，０００円の減。その他項目については記載のとおりでございます。

次の４番は、事業予算名、交通安全指導対策費で、本年度予算額８８６万６，０００円、前年度比１１万５，０００円の減額でございます。

主な増減は、補助及び交付金、交通安全推進委員会補助金、指導委員会、協議会総会出席にかかる補助金経費１０万円の減でございます。その他の項目については、記載のとおりでございます。

次に、５番、事業予算名、交通安全指導車管理費は、本年度予算額１８０万円、前年度比２万１，０００円の減額でございます。

主な増減は、記載のとおりでございます。

続きまして、６番、事業予算名、戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額３，６４４万１，０００円、前年度比１７１万５，０００円の減額でございます。

主な増減は、報酬、職員手当等、共済費、旅費の会計年度任用職員１人分の減により、合わせて２６０万円の減、委託料、戸籍総合システム保守委託料の機器更新、更改により３３万６，０００円の減、戸籍総合システム改修等委託料のマイナンバー連携にかかる改修完了により６４２万４，０００円の減、追加構築分として１３２万円の増、合わせて５１０万４，０００円の減。これは国からの１００％補助事業となっております。住基ネットワークシステム保守委託料、機器更改により、保守料２６万４，０００円の減。使用料及び賃借料の機器更改等により、戸籍総合システムソフト等使用料１２３万円の減、ネットワーク利用料１３万２，０００円の減、附票連携センター利用料の機器改修により６万６，０００円の増、備品購入費、戸籍総合システム機器等譲渡取得債務負担分といたしまして３９４万８，０００円の増、負担金、補助及び交付金、個人番号コード交付事業負担金、国からの通知により３９８万４，０００円の増でございます。その他の項目については、記載のとおりでございます。

特定財源としての歳入についても記載のとおりとなっております。

次は、７番、事業予算名、社会福祉総務費（国保年金）は、本年度予算額７３万２，０００円、前年度比１１万３，０００円の増額でございます。こちらも国からの１００％補助事業となっております。

主な増減は記載のとおりでございます。

特定財源の歳入についても記載のとおりとなっております。

続きまして、８番、事業予算名、国民健康保険特別会計繰出金は、本年度予算額３億２，０１１万８，０００円、前年度比３０４万１，０００円の減額でございます。

主な増減は、国保特別会計への繰出金でございます。内訳は記載のとおりでございます。

特定財源の歳入については、記載のとおりでございます。

続きまして、９番、事業予算名、高齢者医療助成費は、本年度予算額５億４，１７２万６，０００円、前年度比３，０３２万４，０００円の増額でございます。

主な増減は、負担金、補助及び交付金で、北海道後期高齢者医療広域連合試算による増で１，９７３万７，０００円の増、繰出金では、後期高齢者医療特別会計繰出金で１，０５８万７，０００円の増でございます。内訳は記載のとおりとなっております。

特定財源としての歳入についても記載のとおりとなっております。

続きまして、１０番、事業予算名、障がい者医療助成費は、本年度予算額１億２，５９８万３，０００円、前年度比４９万円の減額でございます。

主な増減は扶助費で、実績勘案による受診件数などの減少が見込まれるため、４４万９，０００円の減でございます。

続きまして、１１番、事業予算名、児童手当支給費は、本年度予算額３億９，３７３万９，０００円、前年度比７８７万２，０００円の増額でございます。

主な増減は扶助費の児童手当で、対象者の増加が見込まれるため、７８７万５，０００円の増でございます。

特定財源の歳入は記載のとおりでございます。

続きまして、１２番、事業予算名、子ども医療助成費は、本年度予算額１億６５５万１，０００円、前年度比４２３万６，０００円の増額でございます。

主な増減は扶助費で、実績勘案により受診件数増加が見込まれるため、４１９万９，０００円の増でございます。

特定財源の歳入は記載のとおりでございます。

共通様式の最後は、１３番、事業予算名、ひとり親家庭等医療助成費で、本年度予算額４，４１７万７，０００円、前年度比１０３万５，０００円の増額でございます。

主な増減は、扶助費の実績勘案により受診件数の増加が見込まれるため、１０３万６，０００円の増でございます。

特定財源の歳入は記載のとおりでございます。

以上で、一般会計共通様式の説明は終わらせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計になります。予算書で説明させていただきます。

令和３年度国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国保１６１ページをごらん願います。

令和３年度の国民健康保険特別会計予算は、第１条で、歳入歳出総額がそれぞれ３３億４，６７０万円と定めるものでございます。前年度予算と比較しますと１，６７０万円の増となっております。

それでは、１７４ページの歳出から御説明申し上げます。

１款総務費１項１目一般管理費は、事業別の一般管理費（国保事業）で、本年度予算４，４１３万円で、前年度比２，８６７万９，０００円の増となっております。

主な増減は、保険者の広域化に伴うもので、委託料の国保システム改修委託料の基幹外付けシステム改修対応による７８２万３，０００円の増、使用料及び賃借料のシステム使用料の市町村事業費標準システム導入後の追加分として５９万２，０００円の増、負担金補助及び交付金の市町村事務費標準システム負担金として１，３４２万６，０００円の増、北海道クラウド運用負担金６６６万３，０００円の増などとなっております。

事業別の国保事務職員人件費は、国保事務職員４名の人件費で、本年度予算額２，６６２万８，０００円で、前年度比３４２万４，０００円の増となっております。

主な増減は、給料、職員手当等及び共済費合わせて、前年度比３４２万４，０００円の増となっております。

２事業合わせまして、本年度予算７，０７５万８，０００円で、前年度比３，２１０万３，０００円の増となっております。

２項１目賦課徴収費は、事業別の賦課事務費が本年度予算額４２万２，０００円で、前年度と同額となっております。

事業別の徴収事務費が、本年度予算２７９万６，０００円で、前年度比６万９，０００円の減となっております。

１７６ページになりますが、主な増減は、負担金、補助及び交付金の納税貯蓄組合事務費補助金の取り扱い件数減により６万円の減となってございます。

２事業合わせまして、本年度予算３２１万８，０００円で、前年度比６万９，０００円の減となっております。

３項１目運営協議会費は、本年度予算２０万５，０００円で、前年度比６万４，０００円の増となっております。

主な増減は、旅費の会長及び新規委員分の研修費として６万４，０００円の増となっております。

４項１目医療費適正化特別対策事業費は、本年度予算１６８万３，０００円で、前年度と同額となってございます。

２項収納率向上特別対策事業費の事業名、収納率向上特別対策事業費は、会計年度任用職員人件費として、本年度予算額４４１万５，０００円で、前年度比１万円の増となっております。

事業名、国保公用車管理費は、本年度予算額２６万１，０００円で、前年度比２４万円の減となっております。

主な増減は、需用費の自動車消耗品といたしまして、冬タイヤ購入済みのため、６万６，０００円の減、燃料費の実績勘案により９万８，０００円の減、自動車修繕料の車検代７万３，０００円の減となっております。

２事業合わせまして、本年度予算４６７万６，０００円で、前年度比２３万円の減となっております。

続きましては、保険給付費です。

１７８ページをお開き願います。

２款保険給付費１項１目療養給付費は、本年度予算２０億７，５０４万２，０００円で、前年度比１，６５６万１，０００円の増となっております。増の要因は、１人当たりの医療費の増加と、過去の実績を勘案したものでございます。

２目療養費は、本年度予算１，６８０万円で、前年度と同額でございます。

３項審査支払手数料は、本年度予算６２７万円で、前年度と同額となってございます。

２項１目高額療養費は、本年度予算３億１，８００万円で、前年度と同額となっております。

２目高額介護合算療養費は、本年度予算が５０万円で、前年度と同額となっております。

３項１目移送費は、本年度予算額３０万円で、前年度と同額となっております。

４項１目出産育児一時金は、本年度予算額４２０万円で、前年度と同額となっております。

２目審査支払手数料は、本年度予算１万円で、前年度と同額となっております。

５項１目葬祭費は、本年度予算１５０万円で、前年度比、実績勘案により７５万円の減となっております。

６項１目傷病手当金は、本年度予算１１１万円で、前年度費１１１万円の増となっております。

１８０ページをお開き願います。

３款国民健康保険事業費納付金１項１目一般被保険者医療費給付費分は、本年度予算５億９，２６３万５，０００円で、前年度比、概算通知により１，９１０万２，０００円の減となっております。

２目退職被保険者等医療給付費分は、本年度予算５万２，０００円で、前年度比、概算通知により１４２万４，０００円の減となっております。

２項１目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額１億６，５５０万円で、前年度比、概算通知により６６３万２，０００円の減となっております。

次の退職被保険者等後期高齢者支援金等分、本年度予算はなく、前年度比、概算通知により３０万円の減となっております。

３項１目介護納付金分は、本年度予算５，０６３万４，０００円で、前年度比、概算通知により

３８９万５，０００円の減となっております。

４款共同事業拠出金は、高額医療費の発生に伴う保険者の急激な負担増という分散化を図るもので、財政運営の安定化を図るための交付金を交付する事業でございます。なお、拠出金額は国保連合会から示されたものとなっております。

１項１目共同事業事務費拠出金は、本年度予算額１万円で、前年度と同額でございます。

５款財政安定化基金拠出金１項１目財政安定化事業拠出金は、本年度予算額１万円で、前年度と同額となってございます。

１８２ページをお開きください。

６款保健事業費１項１目保健衛生普及費は、本年度予算額１，２５９万６，０００円で、前年度比８万９，０００円の減となっております。

主な増減は、役務費の郵便料の減により、８万９，０００円の減となっております。

２項１目特定健康診査等事業費は、本年度予算１，８０５万４，０００円で、前年度比２４万５，０００円の増となっております。

主な増減は、負担金、補助及び交付金の特定健康受診率向上支援等共同事業負担金として、国保連合会一括契約による負担金増により、２４万５，０００円の増となっております。

７款公債費１項１目利子償還金は、本年度予算が３１万９，０００円で、前年度と同額でございます。

８款諸支出金１項１目一般被保険者保険税還付金は、本年度予算が１５０万円で、前年度と同額でございます。

１８４ページをお開きください。

２目退職被保険者等保険税還付金は、本年度予算額が１０万円で、前年度と同額となっております。

３目その他償還金は、本年度予算が、前年度償還金の確定後の対応のため、１万円で、８９万９，０００円の減となっております。

２項１目延滞金は、本年度予算が１万円で、前年度と同額でございます。

９款基金積立金は、本年度予算額が１万円で、国民健康保険財政調整基金積立金として、本年度予算が１，０００円で、国民健康保険財政調整基金積立金として１，０００円の増となっております。

１０款予備費は、本年度予算額が１００万６，０００円で、前年度比６，０００円の増となっております。

以上までが歳出の御説明となります。

次に、歳入でございます。

国保１６８ページをごらんください。

１款国民健康保険税１項１目一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算５億４，６６６万４，０００円で、前年度比２，０３１万３，０００円の減となっております。

２目退職被保険者等国民健康保険税は、本年度予算１５万１，０００円で、前年度比１４万１，０００円の増となっております。

２款国庫支出金１項１目災害等臨時特例補助金、本年度予算額は１，０００円で、新型コロナウイルス感染症にかかる保険税減免に対する補助金となっております。

３款道支出金１項１目保険給付費等交付金は、本年度予算２４億７，６８０万４，０００円で、前年度比３，９９１万円の増となっております。

２項１目財政安定化基金交付金は、本年度予算額１万円で、前年度と同額でございます。

４款財産収入繰入金１項１目利子及び配当金は、前年度予算１，０００円で、前年度比１，０００円の増となっております。

５款繰入金１項１目一般会計繰入金は、本年度予算３億２，０１１万８，０００円で、前年度比３０４万１，０００円の減となってございます。

国保１７０ページをごらん願います。

内訳は、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分が、本年度予算１億５，８７８万８，０００円で、前年度比３８２万３，０００円の減。

保険者支援分が、本年度予算７，２６１万円で、前年度比５４７万９，０００円の減。

職員給与費等繰入金が、本年度予算３，９８１万７，０００円で、前年度比５４２万６，０００円の増。

出産育児一時金等繰入金が、本年度予算２８０万円で、前年度と同額で、財政安定化支援事業繰入金が、本年度予算４，６１０万３，０００円で、

前年度比８３万５，０００円の増でございます。

２項１目国民健康保険財政調整基金繰入金として、本年度予算１，０００円でございます。

６款繰越金１項１目繰越金は、本年度予算１万円で、前年度と同額でございます。

７款諸収入１項１目一般被保険者延滞金は、本年度予算２００万円で、前年度と同額でございます。

２目一般被保険者加算金、３項過料は、それぞれ本年度予算１万円で、前年度と同額となっております。

２項雑入は、本年度予算９２万円で、前年度と同額となってございます。

以上で、令和３年度国民健康保険特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

次に、続きまして、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。

１９３ページになります。後医１９３ページをごらん願います。

令和３年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

令和３年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、第１表で、歳入歳出総額が４億５，２５０万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと１，５００万円の増となっております。

それでは、２０４ページの歳出から御説明申し上げます。

１款総務費１項１目一般管理費は、本年度予算２０万８，０００円で、前年度と比較し、１万１，０００円の増となっております。

主な増減は、委託料の被保険者証封入封かん委託料の単価増により１万１，０００円の増となっております。

２項１目賦課徴収費は、予算額２９１万３，０００円で、前年度と比較し、３万円の増となっております。

主な増減は、需用費、保険料納入通知書印刷製本費の納入通知書印刷製本費分の委託料からの節がえにより４５万４，０００円の増、委託料、保険料納入通知書印刷製本封入一括委託料の通知書印刷分の需用費への節がえにより４８万４，０００円の減、後期高齢者医療電算システム保守委託料の使用料及び賃借料の節がえにより１１８万８，０００円の減、使用料及び賃借料のシステム使用料の委託料からの節がえにより１１８万８，０００円の増となっております。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額４億４，８８２万円で、前年度と比較し、１，４９６万４，０００円の増となっております。

主な増減は、広域連合試算により保険料等負担金が前年度に比べ４４１万８，０００円の増、事務費負担金が４０万１，０００円の増、保険基盤安定負担金が１，０１４万５，０００円の増となっております。

３款諸支出金１項１目保険料還付金は、予算額４９万５，０００円で、前年度と比較して５，０００円の減となっております。

２目還付加算金は、予算額５万円で、前年度と同額となってございます。

次は、２０６ページをお開き願います。

４款予備費１項１目予備費は、予算額１万４，０００円で、前年度と比較して同額となっております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

２００ページをごらん願います。

１款後期高齢者医療保険料１項１目後期高齢者医療保険料は、予算額３億１，５８３万４，０００円で、前年度と比較して４４１万８，０００円の増となっております。

主な増減は、特別徴収保険料が前年度に比べて４１７万２，０００円の増、普通徴収保険料が４０万２，０００円の増、滞納繰越分が１５万６，０００円の減となっております。

２款繰入金１項１目事務費繰入金は、予算額１，４２２万７，０００円で、前年度と比較して４４万２，０００円の増となっております。

２目保険基盤安定繰入金は、予算額１億１，６８９万１，０００円で、前年度と比較して１，０１４万５，０００円の増となっております。

３款繰越金１項１目繰越金は、予算額５００万円で、前年度と同額の計上となっております。

４款諸収入１項１目延滞金及び２目過料は、予算額がそれぞれ１，０００円で、前年度と同額となっております。

２項償還金及び還付加算金１目保険料還付金は、予算額４９万５，０００円で、前年度と比較して５，０００円の減となってございます。

また、２目還付加算金は、予算額５万円で、前年度と同額の予算となっております。

３項雑入１目雑入は、予算額が１，０００円で、前年度と同額の予算計上となっております。

以上で、令和３年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○川村委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

上野委員。

○上野委員　２点ほどちょっとお伺いしたいのですけれども、国保の１６８ページです。一般保険者国民健康保険税２，０３１万３，０００円の減ということなのですけれども、これは基本的に被保険者が減るということなのでしょうか。何人減るという予想でこのような減になったのか、これについて一つお伺いします。

２点目なのですけれども、１８３ページ、負担金補助及び交付金についてです。ここで特定健診の受診率向上支援等共同事業負担金ということで、４４２万４，０００円ということなのですけれども、この共同事業という中身をちょっと説明していただきたい。

以上です。

○川村委員長　住民課長。

○清野住民課長　まず、保険税についてでございますが、この保険税が年々減少しているということでございます。これは年々、前年度、２年度が４００世帯のうち６，２６９名、前年度が６，４３７名と、その前の年も６，７１７名と、年々２００名程度減少している傾向におります。今年度の２月現在に関しましては６，２８９名と、上昇はしているものの、３月、４月になりますと移動が激しくなっておりますので、こちらのほうも減少する見込みを見ております。

あと、特定健診についてでございます。保険給付費、こちらのほうは６５歳以上のインフルエンザの対象に、ごめんなさい、６５歳を対象にインフルエンザ接種を助成してございます。

失礼いたしました。特定健診に関しましては、４１歳以上を対象に実施しております。特定健診の自己負担に関しましては、町として全額を助成して実施しているところでございます。

失礼いたしました。特定健診受診率向上支援等共同事業負担金でよろしかったでしょうか。これは前年度までは町単独で実施しておりましたが、国保連合会に一緒に一括契約ということで、道の国保連合会の事業に参入した形になっております。受診率の中身に関しましても、より明確に詳細に実施できるということから、町が国保連合会に負担金を払って、受診率の向上を実施している中身になっております。

○川村委員長　上野委員。

○上野委員　国保連合会に加入して、こういう受診率向上についても対策を打つということだとは思いますけれども、連合会に加入することになって、受診率向上対策にどのような形でプラスの形になっているのか、ちょっと理解できないので、お願いします。

○川村委員長　住民課長。

○清野住民課長　国保連合会の本年度からの実施事業になります。こちらのほうは国保連合会がより優秀な会社と、選別しまして、それをうちのほうでより充実を図るために実施しているところでありますけれども、よりデータ化が詳細になることによって、受診率も、どういう部分で受診率が上がっていくかということを分析するということを詳細にすることによって、それは本年度からは受診率向上につなげていきたいということで実施しているところでございます。

○川村委員長　それではほかに。

よろしいですか。

若山委員。

○若山委員　この共通様式の中で、まずナンバー４のところで、高齢者運転免許証自主返納報償金ということで、同じような額が計上されているのですけれども、これについては、もう少し増えるような見込みとか、あるいはもっと、２万円では

なくてもう少し返戻のあれを上げるとか、そういうような必要がないかどうか、そこのところはどうなのでしょうか、他市町村との関係その他含めて、そこのところをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、児童手当支援金、ナンバー１１の、これで国、道の金額も入っているのですけれども、これは単純にこの金額を計算すると、国が７割で、道と町が１５％、１５％、そういう割合の数字で負担しているということで考えていいのかどうか、そこのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、対象者の増加が見込まれるためということで、子供は増えているというような感じなのでしょうか。そこのところをちょっと感触を教えていただきたいのと、ナンバー１２のところで、子ども医療助成扶助費というのですか、これが少し増えてあれしているのですけれども、実績勘案により受診件数の増とかなっているのですけれども、これは増えている原因といったら、病気だからというか、そういうあれなのかもしれないですけれども、増えている原因というのは、何かつかんでいるというか、特徴的なものがないのかどうか、そこのところがもしあれば教えていただきたいのと、ナンバー１３で、同じようにひとり親家庭等医療助成扶助費ということで、金額が増えているのですけれども、これも増加している背景というか、何かつかんでいるような情報のようなものがあればちょっと教えて、わからなければわからないで構わないのですけれども、ちょっと感触を教えていただければなと思います。

○川村委員長　住民課長。

○清野住民課長　それでは、免許返納のほうに答えさせていただきます。

前年度、元年度におきましては、実績が１４５名ということで、決算特別委員会で報告もされているところでございますが、２年度におきましては、直近値で８７人の申請がございます。それを実績見込みを勘案しまして、来年度も１００名程度を計上させていただいているところでございます。

次に、児童手当になりますけれども、児童手当は、子供が上昇が見込まれるということで計上しております。

あと、この中の歳入の負担分になりますけれども、国の補助として３分の２、道として６分の１、町が６分の１を支払っている形になってございます。

次に、医療助成費の背景といたしまして、年々、年間でどういったものが病気がはやるというのは実際わからないところではございます。これは、その年の背景がつかみにくいというところが現状になっております。よって、前年度、要は元年度の実績等を鑑みながら試算しているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○川村委員長　それでは、ほかに質疑のある方。

中島委員。

○中島委員　１点だけちょっと教えてください。国保の１７７ページなのですけれども、報酬のほうの収納率向上特別対策事業費、これ、任用者を採用するということですけれども、先ほど説明があったと思うのですけれども、何名なのか。それと、特別という、非常に強力な名称がついていますけれども、この事業の仕事の内容といいますか、また活動、どのようなことが特に行われているのか。家庭訪問するとか企業訪問するとか、そういうところでやって収納率を上げていくという仕事なのか、この仕事の内容をちょっと教えていただきたいなと。非常に強力な、向上特別対策ですから、特別なことをやっているなと思いますけれども、その仕事の内容、まず活動について、簡単にちょっと教えていただければなと思うのですけれども。

○川村委員長　住民課長。

○清野住民課長　それでは、収納率向上特別対策事業費についてでございますけれども、会計年度職員１名分を国保で計上しております。これは税務課のほうで収納率対策を行っているので、国保税のほうも税務課のほうで収納していただいているので、その１人分として国保分１名分を計上しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

今現在は、主に差し押さえ等を実施しているところでございます。また、それ以外の滞納整理機構にも協力を仰いで実施しているところでございます。今は主といたしまして、昔は臨戸訪問ということでやっていた時期もございましたが、今現在は差し押さえを主として、収納率向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　それでは、質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了いたします。

住民課長、御苦労さまでした。

引き続き、福祉課の審査を行います。

福祉課長、御苦労さまです。

予算書及び提出資料に基づき、説明のほう、お願いいたします。

○村山福祉課長　それでは、福祉課所管の予算案について説明させていただきます。

福祉課については、一般会計及び介護保険特別会計でございます。

最初に、一般会計のほうから説明させていただきますので、お手元の様式１をごらんください。

ナンバー１でございます。事業予算名、社会福祉総務費は、本年度１４６万３，０００円、前年比１，１４６万６，０００円の減で、主な理由は、３年ごとに策定する高齢者福祉介護保険事業計画及び障がい者福祉計画並び障がい児福祉計画の策定にかかる報償費及び委託料の減額。また、福祉灯油事業助成購入費は冬期関連予算により補正対応となることでの減額でございます。

また、特定財源は記載のとおりとなっております。

なお、福祉課所管の歳入については、前年度と比較し、科目、負担割合等の変更がないものについては、以降、財源の説明は省略させていただきます。

次に、ナンバー２、地域福祉連携活動費は、本年度２，５５２万８，０００円、前年度比８万９，０００円の増でございます。

次に、ナンバー３、民生委員児童委員費は、本年度予算６７２万７，０００円、前年度比８５万８，０００円の減でございます。

次に、このページから３ページにわたりますが、ナンバー４、事業予算名、重層的支援体制整備事業費でございます。国の地域共生社会の実現に向けた地域づくりの一環として、令和３年４月１日施行となる事業で、七飯町においても令和３年から実施する新たな事業予算でございます。事業の内容については、地域住民の複合、複雑化した支援のニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、子供、障がい者、高齢者、生活困窮などの属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うものでございます。

なお、予算内容は令和２年まで福祉課で所管していた重層的支援体制整備に関する予算、社会福祉総務費（地域福祉）、高齢者福祉費及び障がい者福祉費の一部、福祉介護車両管理費の全部、介護保険特別会計の地域支援事業費の一部、子育て健康支援課所管の児童福祉総務費の一部、本町子育て支援センターと大中山子育て支援センターの運営費の全部をこの事業予算に統合するものでございます。なお、歳入については、令和２年度までそれぞれ事業で受け入れていた国庫交付金等が一括で当該事業に交付されるものでございます。

それでは、本年度予算について説明させていただきます。本年度予算３，１８９万６，０００円、前年度は、新規事業予算であることから皆増となりますが、統合前の各前年度の予算の合計３，２５２万７，０００円、前年度比で増減６３万１，０００円の減でございます。

続きまして、様式、ナンバー５でございます。事業予算名、高齢者支援事業費は、本年度予算１億４５８万４，０００円、４２８万７，０００円の減で、委託料の生きがい活動支援事業委託料を介護保険事業の地域支援事業に位置づけ、さらに重層的支援体制整備事業費に計上したものでございます。

次に、ナンバー６、事業予算名、介護保険特別会計繰出金でございます。本年度は４億１，４２６万１，０００円、前年度比３，５９３万４，０００円の減で、介護保険事業の地域支援事業を一般

会計の重層的支援財政整備事業へ、また、介護保険係の人件費等を一般会計１３款職員費へ移行させたことによるものでございます。

次に、ナンバー７、福祉介護車管理費でございます。こちらについては、重層的支援体制整備事業に位置づけたことにより、事業予算廃止となります。

続きまして、次のページのナンバー８でございます。障がい者福祉費でございます。本年度は８億８，５４３万７，０００円、２，４００万２，０００円の増で、扶助費の介護給付及び障がい児通所給付費の利用者の増加によるものでございます。

次に、ナンバー９、障がい者介護審査会費でございます。本年度１０２万１，０００円、２万９，０００円の減でございます。

次に、ナンバー１０、地域生活支援事業費でございます。次のページでございます。本年度１，８４９万９，０００円、１８９万２，０００円の減でございます。

次に、ナンバー１１、事業予算名、社会福祉施設指定管理費は、本年度４，８３０万９，０００円、１０１万９，０００円の増でございます。

次に、ナンバー１２でございます。次のページでございます。災害救助費でございますが、本年度３６万円、前年度比３万円の増でございます。

次に衛生費でございますが、事業予算名、健康センター管理費でございます。本年度３，４２８万７，０００円、前年度比３３２万８，０００円の減で、需用費の燃料費及び上下水道料が前年度実績による減となっているものでございます。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計を予算書を用いて説明させていただきます。

それでは、介保２０９ページをごらんください。

令和３年度七飯町介護保険特別会計予算でございますが、第１条でございますが、保険事業勘定歳入歳出の総額予算を歳入歳出それぞれ２７億９，９７４万３，０００円と定めるものでございます。こちらについては、前年度比６，７５５万１，０００円の減となっているものでございます。

次に、第３条でございます。こちら、介護サービス事業勘定でございますが、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ１，２２５万７，０００円と定めるものでございます。こちらについては前年度比１５５万１，０００円の増となっているものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出を説明させていただきますので、介保２２４ページをごらんください。

それでは、１款総務費１項１目一般管理費、事業予算名一般管理費、保険事業勘定は、本年度４３７万６，０００円、前年度比１４８万１，０００円の増で、主な増は、介護保険電算システム改修委託料で、３年に一度の国の法改正、介護報酬等の改正の対応によるものでございます。

なお、令和２年度までに１目に一般管理費に計上していた事業予算名、介護保険事務職員人件費は、令和３年度は一般会計１３款職員費へ移行となり、事業廃止となります。よって、２，１９６万７，０００円の減となるものでございます。１目合計になりますが、４３７万６，０００円、前年比２，０４８万６，０００円の減となるものでございます。

次に、２款徴収費１項１目賦課徴収費、介護保険は今年度４１万３，０００円、前年比２，０００円の減でございます。

次に、３款介護認定調査会費は、１項１目、事業予算名、介護認定審査会費は、前年度同額の５６１万８，０００円となります。なお、令和２年度までに１目一般管理費に計上していた介護認定事務職員人件費は一般会計の職員費に移行し、事業廃止となり、８０万６，０００円の減。１目合計５６１万８，０００円、８０万６，０００円の減額となっているものでございます。

次に、２目でございます。認定調査費は、本年度１，１５６万円、前年度比５２万３，０００円の減となっております。なお、こちらについても、令和２年度までに計上していた認定調査事務職員人件費を一般会計のほうに移行したことにより、６９２万７，０００円の減額となります。２目合計５６１万８，０００円、７４５万円の減でございます。

次に、このページから２２７ページになります

が、２款保険給付費１項１目介護サービス等諸費は、こちらは令和２年度まで事業予算、居宅介護サービス費から、特例居宅介護サービス計画給付費までの１０事業予算を当該事業予算に統合したものでございます。本年度予算でございますが、２３億８，７２４万円、前年度比は統合前の事業予算合計２３億７，０６９万円となり、１，６５５万円の増となります。主な増は、居宅介護サービス給付費でございます。

次に、このページから２２９ページになります。２項１目介護予防サービス等諸費、こちらについても、令和２年度まで事業予算介護予防サービス費から特例介護予防サービス計画給付費までの八つの事業予算を当該事業に統合したものでございます。本年度予算８，３０５万円、前年度比は、統合前の事業予算合計７，８４３万円となり、４６２万円の増でございます。主な増は介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費でございます。

次に、３項１目審査支払い手数料は、前年度同額の２４７万８，０００円となっております。

次に、このページから２３１ページになりますが、４項１目高額サービス等諸費、こちらも令和２年度までの高額サービス費と高額介護予防サービスの二つの事業予算を当該事業に統合したものでございます。本年度７，５１０万円、前年度比は７４２万円となり、９０万円の増でございます。主な状況は高額介護サービス費でございます。

次に、５項１目高額医療合算介護サービス等費も、令和２年度まで事業予算高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費の二つの事業を当該事業に統合したものでございます。こちらの予算については、本年度９７万円、統合前の事業予算と同額で計上してございます。

次に、６項１目特定入居者介護サービス等費も、同じく令和２年度までの事業予算、特定入居者介護サービス費から特例特定入居者介護予防サービスの四つの事業をまとめたものでございます。本年度予算１億８６３万円、前年度比は１億８６７万円となり、４万円の減でございます。

次のページになります。

３款地域支援事業費１項１目介護予防生活支援サービス事業費、事業予算名は介護予防生活支援サービス事業費でございます。本年度７，０００万円、前年度比３００万円の減でございます。主な理由は、訪問系、通所系が利用者の減となっているものでございます。

次の事業予算名、介護予防ケアマネジメント事業費、本年度８６３万６，０００円、前年度比１７３万１，０００円の減でございます。こちらはケアマネジメント委託料の件数が減となったものでございます。１目合計７，８６３万６，０００円、４７３万１，０００円の減額でございます。

２目一般介護予防費、事業予算名、介護予防事業費は、本年度４１３万４，０００円、前年度比３９４万４，０００円の減で、報償費が皆減、委託料は地域介護予防生活支援事業委託料及び生活支援サポーター養成委託料が一般会計の重層的支援体制事業に移行による減。また、令和２年度まで２目に計上していた介護予防事務職員人件費は一般会計１３款職員費へ移行し、事業予算は廃止となり、９９３万７，０００円の減。２目合計でございますが、４１３万４，０００円、１，３８８万１，０００円の減でございます。

次に、このページから２３５ページになります、３目包括的支援及び任意事業費の事業予算名、任意事業費でございます。本年度９４８万４，０００円、前年度比３０５万２，０００円の増で、委託料に新規事業の医療介護連携事業委託料を計上したことによる増。なお、令和２年度まで３目に計上していた地域包括支援センター運営費は、一般会計の重層的支援体制事業に移行し、事業予算は廃止となり、１，９１２万３，０００円の減。次に、包括支援公用車管理費も同じく重層的に移行し、事業予算は廃止となり、１１８万１，０００円の減。あわせて、包括的支援事業職員人件費は、同じく一般会計１３款職員費へ移行となり、事業廃止となり、４，００２万４，０００円の減。３目合計９４８万４，０００円、５，６８２万６，０００円の減となっております。

次でございます。

４目審査支払手数料でございます。こちらについては、本年度２１万円、４万２，０００円の減

となっているところでございます。

次に、４款でございます。保健福祉事業費、１項１目訪問介護利用者負担助成費でございます。こちらについては、前年度同額の２４万円を計上しております。

５款基金積立金１項１目基金積立金は、介護保険財政調整基金積立金として、前年度同額の１万円となっているところでございます。

６款公債費１項１目利子は、利子償還費（介護保険会計）で、こちらも前年度同額の１０万円となっております。

７款諸支出金１項１目第１号被保険者保険料還付金は、前年度同額の５０万円。

２目償還金は、前年度同額の１万円となっているところでございます。

２項１目繰出金は、新たな事業予算で介護保険特別会計から一般会計の重層的支援事業体制整備事業及び一般会計の１３款職員費に移行した事業の財源として、１号被保険者の保険料分を一般会計へ繰り出すもので、本年度１，４８６万８，０００円、こちらについては皆増でございます。

次に、このページから次の２３７ページの８款予備費でございますが、こちらについては、本年度３３８万６，０００円、２２万５，０００円の減でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

介保２１６ページをごらんください。

それでは、１款保険料１項１目第１号被保険者保険料でございます。本年度予算５億７，０００万円で、前年度比１，３００万円の増となっているところでございます。

２款使用料及び手数料１項１目督促手数料は、前年度同額の１，０００円。

３款国庫支出金１項１目介護保険給付費は、本年度４億７，８６３万５，０００円、４４１万８，０００円の増となっております。こちらについては、支出の給付費、介護保険の給付費の増が要因となっております。

２項１目調整交付金、本年度１億５，７３０万４，０００円、１２９万９，０００円の増で、こちらについても給付費の増によるものでございます。

２目地域支援事業交付金、本年度２，４３９万３，０００円、２，２４１万４，０００円の減でございます。こちらについては、地域支援事業の一部が一般会計の重層的に移行したことによるものでございます。

３目介護保険事業費補助金は、本年度１１２万４，０００円、７６万円の増となっているところでございます。こちらについてはシステム改修費が今年度増加したことによるものでございます。

４目保険者機能強化推進交付金は、前年度同額の１００万円でございます。

次に、４款支払基金交付金１項１目介護給付費交付金は、本年度、７億１，９８８万２，０００円、前年度比１９４万７，０００円の増となっております。こちらも給付費の増によるものでございます。

２目地域支援事業交付金は、本年度、２，４０７万円、３３７万１，０００円の減。こちらについては、事業が一般会計の重層的支援事業等に移行したことによるものでございます。

５款道支出金１項１目介護給付費負担金は、本年度、３億８，７８９万８，０００円、２７４万円の増でございます。こちらも給付費の増となっているところでございます。

次のページになりますが、２項１目地域支援事業交付金、こちら、本年度１，１１９万５，０００円、こちらについても地域支援事業の一部が重層的支援事業に移行したことによるものでございます。

２目介護サービス利用者負担軽減事業費補助金、こちらは前年度同様の１８万円で計上してございます。

６款財産収入１項１目利子及び配当、こちらについても前年度同様の１万円で計上しております。

７款繰入金１項１目介護給付費繰入金は、本年度、３，３２７万４，０００円、２７５万３，０００円の増でございます。こちらについては、給付費の増によるものでございます。

２目地域支援事業繰入金は、本年度予算１，２１９万５，０００円、１，１２０万７，０００円の

減でございます。こちらについては、地域支援事業の一部が重層的支援のほうに移行したものによるところでございます。

３目その他繰入金は、本年度、６，８７９万２，０００円、２，７４８万円の減。こちらについては、介護保険係の職員の人件費等が、一般会計の１３款職員費に移行したものによるところでございます。

２項１目財政調整基金繰入金は、本年度６７１万４，０００円、前年度比１，２０５万６，０００円の減となっております。予算書のその下の丸と書いて介護サービス事業勘定繰入金となっているところでございますが、こちらは令和２年度まで３項１目でございましたが、地域包括支援センター運営費が一般会計の重層的のほうに移行したため、介護サービス勘定から一般会計のほうに繰り出すことにより、皆減となる１，０６８万６，０００円の減額となるものでございます。

８款繰入金１項１目繰入金は、前年度同額の２００万円。

９款諸収入１項１目第１号被保険者介護保険料延滞金は前年度同額の１万円。

２目過料は前年度同額の１万円。

２項１目第三者納付金でございますが、こちらも前年度同額の１万円でございます。

次のページになります。

２目返納金、こちらについても前年度同額の１万円でございます。

３目雑入でございますが、本年度３万６，０００円、４万９，０００円の減でございますが、こちらは雇用保険個人負担金が一般会計１３款の職員費へ移行したことによる減でございます。

以上で介護保険特別会計の保険事業勘定についての説明は終わらせていただきます。

○川村委員長　福祉課長、すみません、１時間回ったので、２０分まで暫時休憩といたします。

午前１１時０９分　休憩

午前１１時２０分　再開

○川村委員長　それでは、休憩以前に引き続き、再開いたします。

福祉課の説明を続けます。

福祉課長。

○村山福祉課長　それでは、続きまして、第３条に規定しておりました介護サービス事業勘定のほうの説明をさせていただきます。

介保２４２ページをごらんください。すみません、２５０ページでした。すみません、ごめんなさい。２５０ページをごらんください。

こちら、介護サービス事業勘定の歳出でございますが、１款１項１目一般管理費は前年度同額でございます１万円を計上させていただいております。

２款諸支出金１項１目繰出金は、本年度１，２２３万７，０００円、１５５万１，０００円の増でございます。こちらについては、介護予防サービス計画収入でございます。

３款予備費でございますが、こちらも前年度同様の１万円でございます。

次に、歳入を説明させていただきますので、介保２４６ページをごらんください。

歳入でございますが、１款サービス収入１項１目介護予防サービス計画費収入でございます。こちら、本年度１，２２５万６，０００円、１５５万１，０００円の増となっているところでございます。

２款諸収入１項１目雑入は、前年度同額の１，０００円で計上させていただいております。

以上で、介護サービス事業勘定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、昨日提出いたしました令和３年度予算審査特別委員会追加要求資料の説明をさせていただきます。Ａ４で４枚ものでございます。

こちら、追加要求資料といたしまして、指定管理料の計算根拠の資料というところでございます。こちら、福祉課所管としては、３款民生費１項社会福祉費１目の社会福祉総務費の社会福祉施設指定管理料でございます。福祉課の所管といたしましては、授産施設指定管理料、こちらぽぽろ館の指定管理料、②番としてはさくら共同作業所指定管理料、③番としてゲートボール場の指定管理料と、３施設を指定管理しているところでございます。

それでは、次のページ、別紙１をごらんくださ

い。こちら、別紙１でございますが、こちら、ぽぽろ館の指定管理料でございます。こちら、令和３年度の予算計上の積算内訳といたしまして、一番上のほう、収入項目で収入合計、下段の支出項目、歳出合計、こちら支出合計から歳入を引いた金額、４，１６４万３，０００円、こちらが令和３年度の予算となっているところでございます。内訳については、詳細をごらんいただきたいと思っております。

次のページ、別紙２でございます。こちら、さくら共同作業所でございます。こちらについては、収入はございません。支出項目として、合計３４８万５，１６０円と提案いただいているところでございます。予算については３４８万６，０００円を計上しているというところでございます。こちら、年度は３１年度から３３になっていますが、平成３３年度分が令和３年度分というところでございます。

次に、別紙３でございます。こちらはゲートボール場の指定管理料でございます。ゲートボール場についても、こちら、収入はございませんので、維持管理経費だけでございます。支出合計が５０万円、こちら令和３年度、真ん中でございますが、こちらについても５０万円のところを、予算５０万円、令和３年度に計上しているというところでございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

こちらについては、以上で福祉課所管の予算についての説明を終わらせていただきますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

田村委員。

○田村委員　それでは、４点ほどお聞きしたいと思います。

まず、ナンバーの３、民生委員の関係ですけれども、定員が幾らで、令和３年４月１日現在では何人なのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、二つ目は、ナンバーの６、介護保険特別会計繰出金の関係でございます。これを見ますと、４億１，４００万円に対しまして、昨年が、昨年よりも３，５００万円減ということになっていますけれども、実際、介護保険計画では、１号被保険者の保険料が上がるということになっていますよね。そうしますと、総費用額、これが膨らむということで、それぞれ持ち分である１号、２号、それから国、それから町というふうに、それぞれふえていくはずなのでね、理屈は。それが３，５００万円も減にするということは、ちょっと理屈は合わない。これ、単純な話ですけれども、どうも介護保険料が上がって、繰出金、町の負担金が下がるということは、ちょっと理屈ではあり得ないということですよね。

これと同様に、後期高齢者医療特別会計、これは昨年が５億７４６万円で、今年度が５億４，１７２万円、３，４００万円上がっているのですよ。通常、後期高齢は別にしましても、通常、繰出金というのを計算上、幾ら実績でぼってきても、こんなに減るということはまず考えられないですよね、理屈的に。そこら辺の理由をちょっと教えていただきたい。

それから、ナンバー８、障がい者福祉、これ、説明ありましたけれども、扶助費ですね、８億７，５１２万８，０００円で、２，５１２万８，０００円、今度増えている。これは前年度の実績によるという話なのですけれども、特に障がい児通所給付費、これが２，２６４万６，０００円、前年度実績による増。２，２００万円も増えますか。増えているのでしょうけれども、実際そうなると、もともとの設定そのものがちょっと考えにくくなりますよね。２，０００万円ですよ。１億８，７００万円からに対して２，２００万円という話になれば、率的にという議論になれば、そうでもないかもわからないですけれども、前年度実績による増でこれほど増やすというのは、増だけで増えました、実績で増えましたというだけではなくて、もう少し何か理由、こういう理由でというあれでないと、単に減になりました、増になりましただけではなかなか理解しがたいので、そこら辺、もう一度ちょっとお願いしたい。

それから、ナンバー１３、健康センターですけれども、これについては３３０万円減。この中の主なものを見ますと、燃料費、灯油、１３５万

８，０００円減、それから上下水道１２０万円、これでほぼそれに近いような数字になるのですけれども、これも同じように前年度実績による減。この理由をやはり説明していただかないと、ちょっと申し訳ないですけれども、そこ、よろしくお願いします。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　まず、御質問のナンバー３でございます。民生委員児童委員費、現在、定員７５名に対して６６名、９名欠員というところでございます。

続きまして、ナンバー６、介護保険特別会計繰出金でございますが、こちら、３，５９３万４，０００円減になった理由でございます。田村委員のおっしゃるとおり、給付費は伸びています。この一般会計から特別会計に繰り出す中身といたしましては、介護保険の給付費の町の持ち分、あとは地域支援事業の一部の持ち分、そして介護保険の賦課徴収にかかる、俗に言う、今私どもの組織でいう介護保険係の人件費、こちらについて、令和２年度まで特別会計から一般会計に繰り出していたというところでございますが、令和３年度でございますが、先ほど来、重層的、重層的と何回も説明させていただきましたが、地域支援事業の一部について、一般会計の重層的体制支援整備事業、この資料でいうナンバー４のほうにお金というか人件費等々が移行になるというところでございます。よって、今まで一般会計から特会に繰り出していたものが、一般会計から、１３款とかの民生費の重層的なほうの一般会計のほうにとどまるというところでございますので、実際、給付費分は伸びてございますが、介護保険係の人件費は今まで丸々一般財源、１００％一般会計で持っていた。そちらについては、今回、特会のほうの人件費から落とさせていただいて、１３款の職員費、一般会計のほうに介護保険係の人件費をつけた。あとは包括支援センターの職員の人件費の１２．５％の持ち分、町の分についても、包括支援センターも一般会計の扱いになりましたので、一般会計にそのまま残ると。あとは特別会計の重層的な部分の事業費の一部については介護保険から一般会計の重層的に移行されたことによって、一般会計にとどまるというところでございますので、一般会計から特別会計に繰り出す分について、その３，５９３万４，０００円が、今まで繰り出していた分は一般会計そのままに残るという形でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、ナンバー８でございますが、障がい福祉費でございます。こちら、扶助費２，５１２万８，０００円でございます。増加したというところでございます。確かに当初予算、令和２年の当初予算のとり方については少なく計上させていただいていて、今年度も１２月の定例会、また、今回の補正の２回にわたり、不足分を補正、提案させていただき、可決させていただいた、承認していただいたところでございます。そういった意味では、前年度当初比でいうと、やっぱり２，２６４万６，０００円が、単に今年度の当初の部分と来年度、令和３年度の当初の部分の比較でいうと、今年度途中で補正させていただいた金額が大体このぐらいになるので、去年のとり方が低かったというのが実情でございますので、なお、障がい児の通所についても、ここ数年、毎年利用者が１％ぐらいずつ伸びてきているというところでございますし、また、昨年度から今年度については、いろいろとコロナ禍の中でサービスの学校等がお休みが多くなったことで、放課後デイサービス、発達児童相談、児童相談支援の通所のほうが多くなってきたと、そういうのも現状でございますので、当初の予算の令和２年のとり方、また、ここ最近の障がい児の利用者の伸びを勘案すると、こういう形になってしまうというところで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、ナンバー１３、アップル温泉の健康センター管理費でございます。こちら、今回の定例会においても、燃料費と灯油代と上下水道代、減額補正させていただいたところでございますが、なぜこんなに下がったのだというところでございますけれども、昨年の今ごろ、源泉を私どものほうで、長年、地下の配管が不具合が多くて、源泉のお湯を機械室で井戸水と合わせてシャワー用のお湯のほうを、井戸水を加熱していろいろと熱交換機でやっていたところなのですが、な

かなか源泉ポンプからの、量は変わらないのですけれども、施設の敷地内の配管が老朽化していまして、効率的な熱交換ができていなかった。本来であれば熱交換で４０度ぐらいまで井戸水が上がればいいところ、灯油のほうを使わないとシャワーの適正な温度に上がらないというところを、昨年の今ごろ、改善しまして、配管の取り回しを変えましたので、そういったところ、熱交換の部分で灯油代が浮いたというところでございます。

なお、それに伴いまして、上下水道の、こちら下水の部分が主になるとは思うのですけれども、井戸水等の利用の仕方も、適正なお湯が、配管の改善による適正な湯水が、まだたくさん源泉のお湯も、熱交換に使わなくてもよくなったというところで、下水道の立米というのですか、使用料が大幅に減ったというところで、ざっくりかみ砕いて言うと、施設の配管の取り回しを直したことで、効率的な需用費の使い方ができたというところで、こういう結果になったというところでございます。

以上でございます。

○川村委員長　田村委員。

○田村委員　まず、民生委員の関係、９名欠、これはどうなのでしょうか、そのままと言えばおかしいのですけれども、努力はしているのでしょうけれども、やはり国で７５名ということは、それなりに地域にしっかりとそういう方を配置しながら、日々の困り事だとか、あるいは介護、福祉の困り事について相談しましょうねというような、それで７５名配置しているわけですよね。それに対して６６名という、この９名の欠員というのは非常に私は大きいのではないかと思うのです。担当地区を分けていますよね、７５地区。そうでないかもわからないですけれども、２人体制、何人体制、あるかもわからないですけれども、これからいけば、９人足りないということは、逆に言えば、担当地区、空白の担当地区があるのではないかと思うのですよね。そういう人方はどうするのだという話ですよ。やっぱり確かにここには載せてきていますけれども、しっかりとやっぱりそういう欠員の部分を真剣に補充して、やっぱり町民の日常の困り事、心配事、こういったようなものを少しでも解決するという姿勢、こういうものがあってしかるべきだと思うのですけれども、そこら辺、もう一度ちょっとお願いしたいと思います。

それから、３，５００万円、繰出金の関係ですけれども、その部分の中で２，９００万円ぐらいでしたか、人件費どうのこうの。これを一般会計で持つから繰り出ししませんよという話ですよね、端的に言えば。そうなった場合、私、わからないのですけれども、介護保険もそうなのですけれども、国保もそうだと思うのですが、ほかの特別会計もそうですが、その特別会計、特別会計で、人件費は見るのではないですか。それをこういう部分で介護でやっている人件費分を一般会計で持つというのは、ちょっと意味合いがわからないですよね。何か、後でも質問出しますけれども、これは担当課長よりも担当部長の考え方だと思うのですが、子育ての中にも保育所だとか、そういう中で、一般会計で見るよ、あるいはそっちで見るよという、何かわけのわからない割り振りがこの中では見受けられると私は思うのですよ。そこら辺の基準というか考え方をはっきりさせないと、やはり任用職員だって人件費の中に組み込んでというような整理をしているわけですから、なかなかこういう意味では見えてこないというか、そこら辺の、後でまた質問しますけれども、一応そこら辺の整理をしたい、考え方をお聞きしたいということです。

それから、重層的というけれども、なかなかわかりにくいですね。予算書を見て、どうするのだと言われても、ちょっと理解しがたいということで、もう少しわかりやすいパンフがあるかどうかですね。重層的支援体制整備とはとか、何かあれば、そういうものを見せていただきたいというふうに思います。

それから、扶助費ですね。ここの部分については、私、一番これ、心配しているのは、前年度実績によると、先ほどの説明の中にも、当初予算を少なくして、そして後半に補正をしていく、こういうことをやるというのはやはりよくないと思うのですね。やはりしっかりと年度当初にこれだけかかりますよというのが予算ですから、ただ何と

なく今までは人が増になったとか何とかということで、仕方ないねというような流れですけれども、これだけ財源がなくなってくると、スタートするためにぐっと抑えているのではないかという、変な気の回し方を私はしてしまうのですよ。福祉関係は特に経常経費比率がもろに上がる分野ですよね。今９２％でしたかね。それ以上上がっていく。そういうような調整のために、こういうふうに一般だとか特別だとかに、何というのですか、調整するための割り振りのような、あるいは下げておいて、後で様子を見ながら上げましょうみたいな、もしそういう意図があるとすればとんでもない話ですから、特に福祉などというのは、町民の生活に直結する話ですから、そういうことはないと思いますけれども、そこら辺の考え方をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　まず、民生委員のほうでございます。ナンバー３でございますが、御指摘のとおり９名欠というところでございます。当課といたしましても、空白となっている町内会等の会長さんとかのところを頻繁に回り、会長さんと一緒に候補者を一緒に勧誘しに回っていますが、なかなか首を縦に振ってくれないというのが現状でございますので、また町内会等の総会等も近いので、またそこの場で顔を出し、役員さん等にまたお願いしてやるというのを実践してまいりますので、御理解のほどお願いします。

また、空白地の対応については、近隣の民生委員さん、あとは地区民協といった中学校区ごとの民協もありますので、その中でいろいろ協力していただきながら、また、うちの職員もそこに入って、空白の部分の対応をしていくというのが現状でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、重層の職員配置でございますが、介護保険施行規則のほうの会計のつくり方というマニュアルなのですけれども、その中で賦課徴収にかかる部分の介護保険職員については、特にそこの市町によって機構が違いますので、特にそこの人件費、賦課徴収にかかる人件費については介護の特会のほうには必須ではないというところで確認しております。

また、今回のこの重層的体制整備支援事業についてなのですが、これ、社会福祉法が改正になりましたので、その部分が体制の構築の仕方についても各法律が、社会福祉法の改正に伴いまして一部改正されているというところで、私どものほうも動かさせていただいているので、今のところは法が変わらない限りはまた一般会計のままでいっても構わないと。

また、包括支援センターの運営については、完全に一般会計の重層的体制整備支援事業のほうに移行という形の法になっていますので、そちらについてもそうなっているというところでございます。

あと、先ほどから重層的、重層的と言っていますので、パンフレットについて、私が、国からとかも来ているのですけれども、国からのを見ても私もあまり理解しがたいパンフレットなので、私なりにつくったパンフレットはありますので、そちらについては住民周知用でも今後していかなければならないパンフレットがありますので、後ほど配付でよろしかったでしょうか。

あと、障がい福祉の部分の扶助費でございますが、予算の計上の仕方でございますよね。確かに議員のおっしゃるとおりでございますので、確かに昨年のちょっと予算のとり方が低すぎたというところでございます。

また、この予算を積算する上で、障がいの、介護もそうなのですけれども、サービスを使って、予算を来年度積算するのが１０月から１１月にかけて次年度の予算を積算しますので、そうなってくると、国保連からの請求がその時点で８月分とか９月分の、４、５、６、７、８、９、半年分の実績ベースでまずは推計していくという形になって、次年度の予算を組み立てていかないとならないという、ちょっとデータ的に半分のデータで積算しなければならないというところでございますので、そういったところでは多少の上下、扶助費については下がることはないとは思うのですけれども、そういった部分で、精度に欠けている部分はございます。そういった意味では、今回、大幅な扶助費のほう、２，２６４万６，０００円増とい

うところで、議員のおっしゃるような実際に近いような形のものを、半年の実績をもとにつくらせていただいて、今回、提案させていただいたというところでございますので、過去のとり方についてはちょっと低くて、毎回補正対応させていただきましたが、今回についてもある程度決算ベースに近い形のもので、令和元年の決算ベース、もしくは令和２年度の途中までの進捗状況を反映した予算どりとなってございますので、そちらについては御理解のほどいただきたいなと思います。

また、先ほど来、ちょっと私、障がい児のほうのサービスが毎年毎年伸びているというところでございますので、来年度においてはこのままプラスの補正、追加補正はしないというわけではございませんので、その辺については御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　先ほどの重層的な部分に関しましては、令和３年から国が新たな事業ということで進めるという話で出たものでございまして、今までも各それぞれの担当において、例えば民生部であれば保健センターのほうに子育て包括だとか、子育て支援センターだとか、そして福祉課の窓口のほうでは高齢者の包括支援センターだとか、今の障がい者の窓口だとか、それぞれが担当が別々でやっていると。同じ民生部ではあるのですけれども、そういうものをどこに行ってもワンストップサービスで、お互いに横の連携をもっと深めて、そういう住民の方がどこに行っても、例えばそこの家庭が高齢者もいて、子供さんもいるといった場合には、高齢者だけでは済まないので、そういう部分を一体的に行える窓口を構築していこうという形で、今回、こういう予算の大きな組みかえにはなりましたけれども、そういう住民の方々がより利用しやすい窓口を求めて、このような形で令和３年度から進めてまいりたいということで、人件費のほう、ちょっと会計間を超えたやりくりというのも多少出てきて、なかなか予算で対比もしずらいという状況にはありますけれども、より住民のサービスが向上して、有利な国の補助も、これに移行することによって有利になるということもありますので、時代に即した形で対応してまいりたいと思いますので、その辺、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○田村委員　終わります。

○川村委員長　ほかに。

若山委員。

○若山委員　何点かちょっとまとめて質問させていただきます。

まず、共通様式のナンバー１のところで、扶助費のところで、福祉灯油事業助成券購入費ということで、冬期関連予算補正対応によりということで、全額載っていないのですけれども、これは令和２年の予算には当初から載せていたということで、これは予算編成方針でこういう予算は落とすというようなことのようなので、福祉課にお聞きするのはどうなのかと思うのですけれども、この辺の落とした理由とか、その編成方針のようなものをちょっと教えていただきたいなと思います。

自分の考え方を言わせてもらえば、このぐらいの金額は載せて、こういう事業を継続するのだということでアピールする必要があるのではないかなという気はするので、そこのところをよろしくお願いします。

それと、ナンバー３で、同僚議員が質問していました民生委員の人数と欠員の関係なのですけれども、ここに載せている報酬というのは何人分の報酬ということになるのでしょうか。欠員のままの報酬というか、ここで見ていると、前年度実績見込みによる減ということなので、欠員のままの数字なのか、これからまだ増やすのだという、その増やした人数を入れた形の予算になっているのか、そこのところをちょっと確認したいなというふうに思います。

それと、ナンバー１３の健康センター管理費のところで、予算が３，４２８万７，０００円で、歳入、これ全部足すと３，４２８万６，０００円になって、プラマイゼロで収支とんとんというか、収入で全部経費が賄っているような形になるあれがあるのですけれども、これ、無理やり歳入の数字をこの支出にあわせたのか、収入の支出から無理やり支出をあわせたのか、そういうような調整

はなくて、たまたまこういうようなことであれしたのかどうか。このほかに、９月の補正等で除雪だとかいろいろなものが出たりすると、ちょっと費用のほうが増えてくるのかなという感じはあるのですけれども、そこのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、資料要求して出してもらった指定管理料のこの数字なのですけれども、これは指定管理者を決めるときの募集の中で、どのぐらいの費用がかかるということで出しているのですけれども、これは１回そういうふうに出てしまったら、もう下げるとかというようなものはあり得ないものなのですか。例えば５０万円と決めたら、５０万円を下げるというような、そういう検討というのはあり得ないのか。それとも、５０万円ということで指定管理者と契約してしまうので、その数字はもうそのままになってしまうのかなと。指定管理者を決めるときには、当然、議会の承認を得ているので、我々がその数字を債務負担行為に載っているので問題はないと思うのですけれども、できるだけ、当初こういう数字だったけれども、努力で少し減らして何かやるというような、そういう要素はないのかどうか、そこのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、すみません、福祉課に聞くのがいいのかどうかちょっとわからないのですけれども、コロナウイルス対策で、施設でＰＣＲ検査をやる費用を補正で出すというような形がありまして、あれは４月以降、どうなるのかなというところで、福祉課ではない、別な課のところだというならそこであれするのですが、それともこの予算の中にもう既に盛られているのかどうか、そこのところをちょっと確認させてください。

以上です。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　それでは、若山委員のほうの質問についてですが、ナンバー１のほうの扶助費の福祉灯油、昨年４２０万円で、今年度ですね、していたところ、来年、当初ゼロで補正対応だよというところの資料でございますが、当然、おっしゃるとおり当初予算に載せられればあれだったのですけれども、冬期関連予算については一律９月以降の補正でというのがありましたので、そこをほかの課も一律そういう形になっているので、福祉課のほうも冬期関連についてはこのような形で対応させていただいたというところでございます。

次に、民生委員の報償費等でございますが、こちら、当初予算で、先ほどの９名欠のまま、７５名中の６６名分の予算で計上しております。途中で増えた場合、また途中で、こういう言い方はあれですけれども、また補正で対応したいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、健康センター、アップル温泉でございますが、こちらについては歳入と歳出ちょんちょんで計上させていただいております。こちら、営業努力では、この歳入の目標に近づけるように努力していきたいという形の今回の予算の、去年も歳入歳出がイコールでございますが、そういう形でやらせていただくというところでございます。

あと、指定管理の部分ですね。指定管理、役場、担当課のほうで指定管理を公募する際に、ある程度の金額は示して公募はしていると。それぞれの施設の種類によっては金額がばらばらですが、それぞれのアッパーを決めてやっていただき、提案をしていただいて、その範囲内であればいいねという形で指名のほうの決定をさせていただき、議決で承認いただくと。それで３年間の指定管理をさせていただいて、債務負担行為で同額を指定管理料として計上させていただくという形でございます。役場のほうの提案の金額は公募の際、オープンにしていますけれども、申し込みの際、その公募の際、示した金額以下での応募もございましたので、応募する法人、団体等によってはそういうところもあったというところでございますので、そこの申し込み、応募する団体等によってはそういうところも努力してやりますよというところもございます。

役場のほうについても、福祉課においても、この三つの施設においては、授産所については社会福祉法で決められた施設でございますので、そういった意味では、努力のほうではいろいろなものを削れというわけにはいかないので、どちらかというと障がい者の方が通所して就労Ｂという施設

でございますので、そういった意味では一般の就職の中間で訓練等するような施設でございますので、いろいろとそういうところではいろいろな民間からのお仕事をもらいながら作業をして、工賃の収入を上げていくという部分を目標にしていますので、そういった意味では、あまり努力して何とかという形でも言いますけれども、なかなかそういった意味では厳しいのかなと思っております。

また、ゲートボール場とさくら共同作業所については収入がないというところでございますので、そういった意味では、役場の提案している金額で頑張っていただきたいという考えでございます。ご理解のほどよろしくお願いします。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　今の４点目と５点目、コロナのＰＣＲ検査の関係と、私のほうから。今、福祉課長が指定管理のことを答弁していましたけれども、指定管理者制度の部分は、金額を示して、サービス、プロポーザル型なので、サービスと金額とで事業者から応募していただきます。残念なのが、今、競争相手がいないということで、この金額の競争力が働いていないというのが現実だというふうに思います。本来は役場で算定した金額よりも低ければ低いほど特典がということで、そこで競争が働くわけですけれども、今現在、どこも大体１社の公募で済んでいるという自体で、今後、そういう部分で競争相手が出てくるような形での公募なども担当課とも協議していきたいというふうに思います。

それから、コロナ、ＰＣＲ検査の４月以降の対応ですけれども、これはこれからというか、次の全員協議会で御説明するというふうになっておりますので、新年度に向けても考えているということで答弁させていただきます。

以上です。

○川村委員長　若山委員、すみません、お昼になりましたので、暫時休憩いたしまして、１時からまた再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後　０時０２分　休憩

午後　０時５８分　再開

○川村委員長　それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

福祉課に対する質疑を続けます。

若山委員。

○若山委員　先ほどの答弁に対して、少し確認させていただきたいと思います。

ナンバー１で出てきた冬期関連予算補正対応、この冬期に使うものは予算に載せないとかというのはどういう考え方なのかと、福祉課の課長に聞くのはちょっとあれなのかもしれないのですけれども、きのうはコロナで行事がやれるかどうかわからないものについては様子を見ながらやるという説明であれだったのですけれども、この冬期関連予算補正対応にというのは、今までは除雪費用は９月の補正でやるということで、１億円とか大きな金額があったのですけれども、こういうものをまとめて載せないという考え方について、ちょっと福祉課からは離れるのですけれども、教えていただきたいなと。あと、どのくらいあるのかなというのもちょっと気になるところで、４２０万円ぐらい載せてもいいのかなという気が、先ほども説明したのですが、あるので、ちょっとそこのところをお願いしたいなというふうに思います。

それと、先ほどちょっと質問し忘れてあれだったのですけれども、新しいイニングに入って申し訳ないけれども、ナンバー１０の負担金、補助及び交付金のところで、成年後見制度利用支援事業補助金ということで１０７万３，０００円で、３３万６，０００円増えましたと。制度利用者１名増によるというのですけれども、１名、制度を利用したら３３万６，０００円かかるという、そういうことなのかどうか。この成年後見制度利用支援事業の七飯町の関わりというか、どういう仕組みなのかをちょっとすみませんけれども教えていただければなというふうに思います。

それと、民生委員の関係でいきますと、やはり予算は全額上げないと、欠員があるままでの予算というのはちょっとよろしくないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。多目にプールしているので、足りなくなることはな

いので、不足した段階で補正を組むという発想もあるのかもしれないのですけれども、当初から七十何人定員で、これから増やしていくのだというようなことであれば、全員分の報酬を一応予算として上げておかなければまずいのではないかなと思うのですけれども。災害対策の関係で民生委員が要支援者のどうなっているか見るとか、何かするとかというのは、去年、アンケートとかあって、非常に活躍してもらわなければいけない要素もあると思うのですけれども、そこのところをもう一度考え方を教えていただければなと思います。

以上です。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　まず、それでは冬期の予算についての基本的な考えというところでございますが、確かに冬期の予算、昨年までは、福祉灯油については当初から載せていたところでございます。ここの部分について、ここ数年、冬期の予算については、除雪も含めて、あとは道路の除雪以外の各施設の敷地の除雪等についても、冬期対応というところで、ここ数年、ずっと対応してきたところでございます。

そういった中で、今回、福祉灯油については１１月１日からの事業実施というところで、毎年翌年３月までの５か月間でございますので、そういった意味で、今回は冬期の補正の対応となったというところでございます。そういった意味では、委員のおっしゃられるとおり、当初から載せていてもという意味では重々理解はしていますし、当課としてもそうしたいなと思っておりますが、今後、役場の方向性を見極めながら、令和４年度について検討してまいりたいというところでございます。

次に、民生委員のほうでございますが、まさに若山委員のおっしゃるとおりなのですが、当初から７５名分のフルで予算を見て、埋めていくぞという予算上の意気込みを見せたほうがいいのかなというところではあります。先ほども答弁しましたが、当課においても不足分については一生懸命フルの人数にするように努力はしてまいります。そういったところで、今回についてはちょっとこのような形の予算計上になりましたが、次の予算のときにはフルの人数で上げられるように努力はしていきたいという考えでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、障がい者福祉費の成年後見制度でございますが、こちら、成年後見制度の補助金でございますが、こちら、七飯町の関わりなのですが、七飯町の生活保護の被保護者の方で成年後見制度を利用する際、後見人の方、障がい者の方で面倒を見る後見人の方について、報償費とか発生するものでございます。そちらについては裁判所のほうで審判で年間幾らだよというところで審判がされるところでございますので、一概に１人３３万６，０００円というわけではないのですが、基本的に１か月１人２万８，０００円程度が基本ラインというところでございますので、そういったところで１２か月分の部分を見させていただいているというところでございます。それで２万８，０００円の１２か月分の１人分で３３万６，０００円という形で計上させていただきますが、裁判所の審判によっては金額が変わってくるのだろうなと思っております。

答弁漏れないですか。大丈夫ですか。

以上でございます。

○若山委員　終わります。

○川村委員長　ほかに質問。

横田委員。

○横田委員　ぽぽろ館の件なのですけれども、今回も指定管理で３年間やるよということなのですけれども、今、昔と違って、Ｂ型の就労というのは結構あちこちでやっているし、もうぽぽろとしての目的は果たしたような気がするのですよね。だからそれというのは、やはりこのままずっと続けていくのかどうかというのを考えてもらいたいなと思います。今でも利用者が大野に行ってシイタケをとってくると、そういうので高い賃金をいただいているというふうな話も聞きますので、これで地元の七飯町内のそういう農家と農福連携でやっているというのだったらわかるのですけれども、他町村まで行ってそういうことをするというのはちょっとあまり望ましい姿でないよねと思うので、町内にあちこちに就労のＢ型というのはや

るところが増えているし、もしこれを残すのだったら、もう本当に民間にお任せするとかということを考えていく時期でないかと思うのですよね。その辺、どういうふうに考えているのかということ。

それから、重複的支援体制というの、これは町長の施政方針演説を見ると、相談しやすい環境、専門職の連携、切れ目のない支援、それから町民の社会参加の支援、そういうのを柱にして進めていくよと。そして障がい者も高齢者も一緒になってまちで暮らしをしていこうという地域共生社会というのを目指していきますよと書いてある。でも、この予算書を見ると、どうもそういうのが感じられないよね。何かあっちから持ってきて、こっちから持ってきてやっているよねというのがすごくあるし、一番気になるのは、福祉課そのものの体質というのが包括支援センターもセンター長も、それから障がい係の係長さんも、たしかかなり在籍しているというふうに私は思うのですけれども、今もうどのぐらいやっているか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、アップル温泉の電気料を好日園とデイサービスから２６４万円、たしか電気料をいただいている。でも、ポンプがあまりにも早い交換になるのだったら、そういうところにお貸しして、一般の町民に迷惑をかけるというのは、これは本末転倒ではないかと思うので、やはり前にも、今後はなるべくだったらそういうところに貸すということはしないで、本来のアップル温泉だけの目的でやっていくというようなたしか答弁があったので、その辺、どういうふうに考えているのか教えてください。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　まず、指定管理の部分のぽぽろ館の今後の方向性というところでの御質問でございます。現在、町が設置して指定管理していると、就労Ｂ施設でございます。委員おっしゃられるとおり、今現在は、去年、昨年度、今年度の途中までは町内の企業のほうに就労、出向いていましたが、そこの経営状況等々、ちょっと縮小になりまして、就労される方々、通所される障がい者の方々の働き先がなくなり、急遽、大野のシイタケ屋さんが見つかったというところでございます。今後、今、方向性的には、ちょっと今、就労の方向性的には、七飯町内の野菜、今すごく七飯のブランド化されてきているというところで、ネギ等とか、非常に全国でもいい評価を受けているというところも聞きましたので、今、ぽぽろ館においてはネギ等の乾燥のものを試作したりしては、七飯町内の農家さんとも連携しながら、七飯町内の農福連携を進めていきたいという考えでございます。

今後、将来的に、町のものではなく民に移したほうがいいのではないのかと、究極の質問でございますが、それについても、ニーズ、通所者のニーズのものもありますので、就労Ｂ、２市１町の中で、七飯町の町民の方も北斗市に行ったり函館へ行ったり、逆に七飯町に来てくれたりというところで、その通所者の作業の適性とか、自分の好きなこと、好きな仕事、好きな作業も選べるような環境で、いろいろなニーズがいろいろなところに、２市１町等々にいろいろな、同じ仕事ではないので、各施設、そういうので選んでいただいているという状況もございます。そういった状況を見極めながら、今後、そういうのも視野に入れながら、今後、町ではなく民間に移譲するというのも考えの一つだと思いますので、その辺についてもちょっと研究してまいりたいと思っております。

あと、重層的でございますが、確かに今、予算とか施政方針上の中を見たら、あまりイメージはつかないのかなと思います。まず、今、重層的体制整備支援事業、施政方針にも登載させていただいておりましたが、まずは予算的には相談支援の部分の予算が一番見えやすいのかなという予算のつくりでございます。

そんな中で、まずは重層的な体制整備支援の中身でございますが、まずは今、役場、庁舎内、地域包括支援センターは福祉課のほうにあると。障がい者の機関相談支援センター、こちらは石川町のぱすてるのほうに委託していると。子育て世代包括支援センターは子育て健康支援のほうで担当していると。新たに北海道渡島総合振興局が実施主体、北海道が実施主体となっている生活困窮相

談の一部が七飯町のほうに来ると。これが新たに加わってくるのかなと。これは地域福祉係で担うと。この四つの相談を個々に各担当で受けつつ、先ほど来、部長が答弁したように、いろいろな複雑化した、８０５０問題であったりとか、高齢者を見に行ったら無職の５０代の息子がいたとか、そういったものをトータルでコーディネートする、相談する、そういうのを各窓口で１回受けとめて、複雑化したところの相談については、重層的な支援を、その複雑化したコーディネーターみたいなものを１人置くと。そういった中で、例えば役場庁舎外の、例えば消費者相談、若年者支援、就労支援、あとは児相さんとかのＤＶであったりとか虐待であったりと、役場庁舎外の相談機関もございますので、そういったところとも連携して進めていく、そういったコーディネーターを１名置くというものでございます。そういった中で、その各機関で集まっていただき、そういう会議を行い、その方々、その世帯、その方のプランをつくり、支援の方向性を共有して、それぞれの支援機関で役割分担をする会議を行っていくと。そこがまずは包括的相談支援の受けとめという形になります。

そのプランの方向性の中で、例えば地域で、例えば高齢者の方が、引きこもりであったり、地域で活動、誰とも接していないといった場合には、地域づくり支援事業というもの、新しいものがあります。こちらについては、大中山本町の子育て支援センターとか、子供の部分であればそうであると。高齢者の部分では、地域介護予防、介護活動支援事業、こちら、生きがいデイサービス等々を利用すると。障がいで言えば地域活動支援センター、七飯でいうと翼であるとか、あとは地域の、例えば町内会であったり、老人クラブであったり、高齢者大学であったりという、多様な団体のほうをコーディネートを紹介したりしてやると。そういった部分で、役場だけではなく、地域の力、団体さんを一緒に参加できるようなものをつくっていくというのも新たな事業の一つというところでございます。

今回、予算の中に、そこの地域活動支援センターの地域づくり事業のお金、あとは子育て支援センター２か所が地域づくりの部分、あとは地域の住民主体の地域活動、例えば介護予防、地域でサークル活動とか、例えばカラオケサークルであったりとか、囲碁サークルであったりとか、麻雀サークルであったとか、経営スポーツサークルとか、いろいろなところもありますので、そういうのを補助していく事業費も今回登載させていただいております。

そういった意味で、ちょっとぱっと見は相談部分のところがメインで見えているのかなと思いますけれども、事業の内容としては、そういった意味で、自助、公助、共助の部分をちょっとバランスよく載せさせていただいているというところでございます。行政と地域の方々との一体的な、各地域でのそういう高齢者とか、誰もが集えるような場所をつくっていく、かみ砕いて言うと、そういうのが居場所づくりで、それが共同部分になりますので、そういった部分でそういう予算を載せさせていただいているというところでございます。

あとは、アップル温泉の電気料の関係でございますが、昔はアップル温泉の源泉の電気料はデイサービスセンター、老人ホーム、アップル温泉、３か所で、お風呂の大きさに応じた料金を割合で負担していただいていた、私どもも負担していたという形でございます。そして、数年前に、ポンプの維持管理部分については町で担うので、月々の電気料は二つの施設で負担してほしいという協定を結ばせていただいて、現在に至っているというところでございます。

そういった中で、３年前に壊れたときは、１０年間ポンプはもちましたので、ある程度の、こう言ったら言葉は悪いですけれども、七飯町としては電気料はかなりの負担はなくなったのかなと。今回たまたま３年でこのような状況になったので、ある意味、ちょっと負担が大きくなったなというところのものでございますので、今後、ちょっとポンプのメンテナンスをまめにしながら、長くもてるような形で、極力そういった意味でいろいろな経費の負担の考えについてはいろいろあるので、３施設のバランスもあるので、今後もそういうような部分を協議しながら、過去何十

年にわたってどのぐらい平均で、維持管理で、例えば修繕で、七飯町でこれだけもったと、電気代は２者でそれだけもっていると。どっちが有利という言葉はおかしいのですけれども、バランスがとれるのかというのをちょっと研究しながら検討していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

以上でございます。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　包括支援センター、障がいの係長の在籍年数ですよね。係長になってからですよね。ちょっと記憶にないです、すみません。川合係長については、すみません、本当に申し訳ございません、今何年かはすぐは出てきません。

以上でございます。

○川村委員長　横田委員。

○横田委員　もう十何年もたったり何なりしている。ほかの係長とか課長さんは定期的にかわっているよねというのがあるのですけれども、今こうやっていろいろなものがあって、重層的な支援体制のやっぱり中心になるのは、私は包括支援センターだと思うのですよね。包括支援センターが高齢者と障がい者のところをやっているということもあるので、やはりそういうところをやっぱり活性化していかなければ、悪いと言っているのではないのですよ、やっぱり活性化するにはどうしたらいいのかということを考えていくなり何なりしていかなければだめではないかと思うのです。

何でそんなことを言うかというと、介護保険の２２５ページのところに認定調査があって、委託料で３１２万１，９００円、こんなにあるのですよ。たしかこれって７，０００円ぐらいでなかったかと思うのですけれども、かなりの数を出して、そうしたら直営でどのぐらいやっているのよということだと思うのだよね。やはりそれだけいろいろな包括としてやる仕事が増えてきたというのもあるのだろうけれども、新しく人材だって増員かけているし、その中で、やはりもう少し活性化してもらいたいよねと。別に頭を変えろとは言っているわけではないのですけれども、ただ、活性化するには、そういうところは漠然と見たら、その人たちのところだけはすごい長いよねというのだったらやっぱり困る話だと思うのですよね。だから、そういうところをもう少し七飯町として、今、いろいろなことをやっていかなくてはいけない。やっぱり予防というのが、本当に高齢者の予防は大事だし、すごい勢いで今障がい者の人たちというのは増えていますよ。やっぱりそれというのは、やっぱり何とかしていかなくてはいけないという部分があるので、やっぱりそれは町の予算にも、それから財政にも関わってくる部分があるので、その辺、ちょっと考えていただきたいと思うので、最後に部長さん、よろしくお願いします。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　これから高齢社会もますます団塊世代の方々が７５歳を迎えられるということで、七飯のほうも今３４％くらいの高齢化率ですけれども、どんどんそれが増えていくと。そんな中で、やはりその時代の潮流をきちっとつかんで、それに対応する福祉体制を組んでいきたいというふうに思いますので、職員の知恵と工夫で何とか対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

畑中委員。

○畑中委員　先ほど同僚委員の方が質問した箇所なのですけれども、共通様式のナンバー８の、やっぱり七飯町はどんどんどんどん扶助費が増加している、これまで増加してきたものですから、特に今回も扶助費の最後のところ、障がい児通所給付費というのがありますね。この中で、２，２６４万６，０００円の増と、これはすごく額的に大きい額なのですけれども、これは、例えば対象者が増加しているのか、それとも１人当たりのそういった給付の単価が上がっているものか、この辺についてちょっとお答えいただきたいなと、あまりにも多いものですから。

まずそれが一つと、それから、アップル温泉の件なのですけれども、ナンバーの１３ですね。これは例えば歳入のほうと歳出のここを見てみますと、今回の予算の中では大体、先ほども言っていたけれども、とんとんぐらいになると。すごくい

いことだなと思う反面、逆に私は心配するのは、例えば今年度の予算の使用料、３，００９万８，０００円という額なのですけれども、私もたまたまアップル温泉にお世話になるのですけれども、その中でちょっとお聞きしますと、非常にコロナでお風呂に入る人が減っているというようなことを聞いているものですから、実際では、去年もそうだったのだけれども、おととしあたりからの使用料と比較して、おととし、去年、今年とどうなっているのだろう、大丈夫なのだろうか、こんなに多く収入を見積もってもいいのだろうかなというふうな気もしているのですが、その辺の一つ考え方ですね。

それからもう一つは、健康センターで、一番私、ちょっと目にしたのが、委託料の、健康センター清掃業務委託料の、例えば１，１８５万５，０００円の予算なのですけれども、これについては８４万２，０００円ほど減になっていると。ただし書きのほうに、清掃内容の見直しによる減だと。といいますのは、どのような清掃内容を変更したのか。私もいつも行って見ているのですけれども、非常に清掃が行き届いて、いいなという思いもしているものですから、これほど内容を変更して、どんなふうに、あまりお客さんに不快感を与えるような状況にならないかどうか、この辺、心配しているのですけれども、この辺についてお願いします。

それから、もう一つ、民生委員の件なのですが、これは９名ほど、今回、減っているというのですけれども、例えば私も民生委員の委員のあれに行ったことがありますので、大体あれは知っているのですけれども、どちらかというと減になっている地域というのは、まち場のほうでないですか。田舎のほうはどっちかというと非常に民生委員が十分に数がいらっしゃると思うのですけれども、この都市部に対してのやっぱり人材をどうして発掘していくか、やはりこれは根本的に考えなければならないなと思うのですね。そして、民生委員というのはどちらかというと非常に訪問した際にプライバシーについてどうしても深く聞かなければならないという部分がございますので、どちらかというとまち場の人というのはあまり心を開かないというのか、そういう人が多いのかなと。で、やっぱり民生委員になり手が、その辺で苦労するのかなと思っているのですけれども、担当課はどのような見解を持っているか、なかなかなり手がいないという点に。

それともう一つ、やっぱり民生委員の報酬については、年だったのかな、１年で幾らというのでしたよね。ただ、これは全道一律でないというふうにも伺っていますので、七飯町の場合、財政が厳しいですから、ここでそういった報酬を増やしてあげたらというのを気持ちの中ではあるのですけれども、その辺もすごく考えているのか、これについて、答えのほう、お願いします。

○川村委員長　畑中委員、すみません、最初の１問目のナンバー８の扶助費の関係なのですけれども、ほかの同僚委員が同じような質問をして、答えているのですよ。なので、もしよければ違う、質問を変えるか、ちょっと別な……。（発言する者あり）ふえてきているという話は出ていたと思うのですよね。

そうしたら、福祉課長。

○村山福祉課長　まず、それでは今、扶助費でございます。障がい児の方々については、障がい者の扶助費が増えているという御質問ですけれども、障害者の利用対象者が増えているというのは事実でございます。今年度のちょっとデータですけれども、４月の段階の人数が、障がい児の給付費の毎月の延べ利用人数なのですが、４月段階で１１７名だったものが、今、手元のデータが去年の４月は１１７名で、去年の９月が１４７名と、３０名ほど増えているというところでございます。そういった意味では、一番大きいのは利用者が伸びていると。それで、９月の段階で３０名伸びているのですけれども、この伸び率からいうと、今の段階では多分１７０名近く、延べ、毎月使っているのかなという形になりますので、一番大きいのは人数かと思われます。

次に、アップル温泉の使用料、コロナの中で、これだけ見込めるのかなというところでございますが、今後も、ポストコロナ時代になりますので、休館等々は、今後、コロナがよっぽど七飯町内で大量に発生しない限りは行わない方針ではお

ります。コロナ禍の中でどうやって対応していくかというところでございますが、実際、昨年のコロナ発生して、今、今日に至るまで、大体２割弱ぐらいの人は減っているというのが現状でございます。しかしながら、来年度、ワクチン等々、いろいろなものが接種され、元どおりに近い生活に戻っていただければ、このぐらい見込んでいきたいと。あくまでもこれは、三千何がしは目標値に近い予算のとり方でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

あとは、清掃内容、八十何がし、清掃内容でございますが、会計年度任用職員制度になる前までは、アップル温泉の職員体制、臨時職員さんが４人とパート職員さんが２人でいたものでございますが、今年度から会計年度任用職員さんが６人という形になったものでございます。そういった意味で、お風呂の部分ではなく、例えば事務所の中とか、休憩室とか、和室のほう、畳のほうとか、朝とか、一部、職員でできるもの、外周りとかというものを見直ししたので、お風呂のサウナ、トイレ等については、今までどおり業者さんにお願いして、あとは自分たちが賄える部分、外周りであったり事務室であったりとか、そういった部分は職員がやるという形の見直しをした減であるものでございます。

あとは、民生委員さんの部分でございます。畑中委員は推薦委員の委員をやられていて、内情は詳しいのかなと思います。私ども、民生委員さんを選任する上で、一番やっぱり町内会の役員さん、会長さん等にやっぱり適任者を推薦していただき、そして口説いて推薦して任命するというところでやっているものと、前任の民生委員さんが後任を見つけてくれて再任するというのが一番多いのかなと思います。そういった意味で、都市部もそうですけれども、全体的に町内会の役員等々もなかなかなり手のいないという、町内会の会長さんに相談しても、まず役員も見つかっていない状況で、民生委員さんのお願いに行くと、なかなか、まあ、という部分が一番最近多いのかなと思われます。

そういった意味で、いろいろと民生委員さんのイメージ、仕事内容等、あまり堅苦しい、プライバシーの話、委員からも出ましたけれども、あまりそんな堅苦しくないような形のもので、昔の民生委員さんのイメージだと、生活保護の相談するイメージであったりとか、そういったイメージでいらっしゃる方が多いのですけれども、実際、今、包括支援センターとか、いろいろな部分の行政側のサービスがあるので、民生委員さんの仕事は、地域の自分のエリアのそういう困った方を、役場とかそういう行政機関、相談機関につなげる、紹介するというものにシフトしてきているところでございますので、そういった意味では、私どもも具体なこういう仕事ですよというものを周知しながら、先ほど来、同僚委員さんからもいろいろ質問ありましたが、そういった意味で、民生委員さんの現状、こういう仕事だよと。そこまでいろいろなヘビーな重い相談とかは行政で賜りますのでという形では動いてはいるのですけれども、なかなかまだそこの周知というのですか、理解度が広まっていないというのが一番の原因かなと思っております。

また、年間の報酬でございますが、現状、今、８万６，０００円でございます。高いか低いかと言われると、１回、道内の同じ規模のまちの民生委員さんの報酬を調べたことがございますが、高いところは、民生委員さんプラス青少年指導員とか、いろいろな役職がついて１４万円であったりとか、だから複数の役職を兼ねているところは金額が高いと。民生委員さんだけの部分のところの報酬は大体民生委員さんの年間の報酬は交付税算入されているので、交付税算入前後の金額、この８万６，０００円前後の金額で設定されているところが多いのかなというイメージでございます。

今後、いろいろな、今、民生委員さんのなり手不足というか、なかなか見つからない要因が報酬なのか、例えば人との関わりがあまりちょっと苦手な人がおるらしいのか等々、町内会の役員さんに至ってもそういう方が、町内会長も困っている状況というところでございますので、そういったところをちょっと総合的にいろいろ考えて、今後、アプローチしていきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○川村委員長　畑中委員。

○畑中委員　るるお答えいただきましてありがとうございます。

実はアップル温泉の使用料について、この三千幾ら何がしのあれは過大でないかと。使用料のただ２割減というようなことを、前年あたりの２割減、前年といえばやっぱりコロナでしたし、その前と、例えば去年もコロナだったな。３年度もコロナですから、２％減にしてもいいのだけれども、おととしの使用料はどのぐらいだったかということも聞いていたはずなのね。

もう一つ、民生委員については大変、担当課を責めるわけにいかないし、なかなか難しいと思うのですけれども、とりあえず頑張ってください。

ただ、ここの額を若干お知らせいただきたいなと。使用料ね。私は、要するに今年の予算の三千何がしというものが過大ではないかと、収入の、というふうにして指摘をしているものですから、その額を若干教えてください。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　大変申し訳ございません。２年前でございますが、現状、昨年度、令和元年度はコロナで若干収入は落ちましたけれども、今年度は大体２割減ぐらいで推移はしています。おととしでございますが、おととし、４月、３月にポンプが壊れて、４月から１か月ほどポンプの修繕で休んでいますので、フルの収入ではなかったのですが、金額がちょっと今、決算資料が手元にございませんので、お答えはできないところでございますが、おととしは１か月ほどポンプの故障で無料期間で４月、運営していたところもあるので、収入は３年前に比べれば落ちている。ただし、ポンプが直ってから、月の平均は少し上がったので、おととしに比べれば、少し毎月のお客さんの入込数、客数は伸びたという状況でございますので、今回もちょっとスタート、今月中に何とかまたスタートはしたいと思っていますので、そういった意味では、またそれを休んだ分、リバウンド、逆のいい意味のリバウンドを期待しながら、畑中委員のおっしゃるような３，０００万円は過大ではないのかとおっしゃいます。それに目標を達成できるように私どもも努力していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

平松委員。

○平松委員　簡単にお答え願いたいと思います。地域貢献ポイント制度というのと、ボランティアポイント制度というのが委託になっていまして、委託先は社協さんなのでしょうか。それで、大体でいいですから、どういったものに対してのポイントが付与されたのかの説明と、たしかアップル商品券で出しているのかなと思うのですけれども、その確認と、ポイントのアップル商品券を、私は結構ですということで辞退して、町のほうに寄附しますという、そういう方がいたのかどうか、この点について。それから、ポイントに値するという何か基準になるものというのがちゃんと存在しているのかどうか、この点についてお答えください。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　ボランティアポイントのポイントとなる活動内容ということでよろしかったですよね。まず、七飯町が主催する事業のボランティア、あとは社会福祉協議会が行うボランティア活動、あとは社会福祉施設等でのボランティア活動、あとは町の福祉施策、それは町の主催するやつに入りますので、大きく分かれると町と社会福祉協議会と福祉施設等のやつというところでございます。アップル商品券で１００ポイントで１，０００円分となるというところでございます。ポイントを七飯町に寄附というところは現在ございません。例えばボランティア団体、例えば私がボランティアポイントをためて、その部分を例えば応援している町内のボランティア連絡協議会の団体にポイントを寄附すると。アップル商品券ではなくポイントを寄附するというところはございます。ただ、ちょっと今年度はあるかどうか、まだ実績が来ていないので把握はしていませんが、過去にはございます。なぜ１０ポイントにしたかという理由ですよね。

以上でございます。

○川村委員長　平松委員。

○平松委員　町、それから協議会の主催というのはわかったのですけれども、具体的にこういった

項目がポイントの付与になりましたということをお聞きしたかったのですけれども、もしわかるのでしたらそれをお答え願いたいと思います。

すみません、委員長、ちょっと一つ追加でお願いしたいのですけれども、さっき聞くの忘れました。申し訳ないです。

介護予防サービスの中に、介護予防住宅改修費というのが６１０万円ほど盛られているのですけれども、素人が見て、こういうことをやってこんなにお金かかったのかという思いを一、二件、したことがあります。これはどういった手続きを踏んで、どういった評価を、どの係がしているのか。要するに見積もり金額に見合う仕事かどうかという判断、どういったセクションがしているのか、この点についてもお答え願いたいと思います。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　まずはポイントの具体な事業ですよね。例えば町が主催するものの事業、例えば商工観光課等々でイベント、駅伝等とかにボランティアで給水係とか、そういう町の事業、あとは社協さんでいうと、社協さんが行う日赤の例えば赤い羽根共同募金のスポーツ大会とかの審判等とかのボランティアの方とか、多岐にわたるので、ちょっと代表的なものしかしゃべりませんけれども、そういったものでございます。町の主催となれば、町の事業、行事等ありますね。そういうもの。あとは、町が協賛する事業についてもポイントがつきますので、例えば七飯町が協賛して、例えばいろいろなイベントをやる団体さんのところにボランティアが派遣されると、そこのボランティアポイントもつきますし、そういったものでございますので、各種、いろいろその都度申請がございますので、多岐にわたるのですけれども、代表的なものはそういうイベント系の町の主催のイベント系、町が共催するイベント系、社協が主催するイベント系にポイントがつくというところでございます。

あと、介護予防のほうの住宅改修でよろしかったですか。介護予防のほうですね。介護予防の住宅改修についても、まずはケアマネージャーさんがまずつくるのですね、申請のときには。その中で、利用希望者の方々と、施行する事業者さんも入りますけれども、そういった中で、どこの場所に戸の手すりをつけたらいいものなのかどうかというのは、コーディネーターは基本的には御本人さんの希望、そしてケアマネージャーさんがそれが適当であるかどうか、その方が、例えば腰が曲がっているのに高い位置に手すりをつけてもどうしようもないのではないとか、そういうところではチェック等々、使い勝手のいいものにしていくというのは行っております。その申請を受けて、役場、介護福祉係のほうで図面等をチェックして、金額等が妥当かどうかもチェックします。上限は決まっているので、２０万円以内ということで決まっていますので、その範囲内でやっていただくと。足が出たら自己負担になるというところでございます。そして、施工が終わって、事業者が写真等々持ってきて、申請が来ると。そういったときには、ケアマネージャーとか、場合によってはうちの担当職員等が現場も見ますし、そういった意味ではチェックはしているという状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川村委員長　平松委員。

○平松委員　ポイントのほうの話なのですけれども、基本は地域福祉活動、地域の福祉活動とうたっている中で、イベント系にもポイントが付与されているというのはどうもなじまないような気がして、前にも一度お尋ねをしたことがあったのですけれども、結局、福祉のほうのボランティアポイントの金額と比べてみても１桁違うと。だからどっちかというと福祉ではなくてイベントのほうに偏っているような気がするのですけれども、その辺の判断、ちょっと御説明を願いたいのと、それから、今、改修のことなのですけれども、ケアマネさんがプランニングをすると。それで役場がそれを見て確認するという、そこのところを聞きたいのですけれども、例えば手すりをつけたとか、何かそういうものが、金額に見合っているかどうかという判断です。私が一、二件お尋ねしたという例は、ホームセンターに行ったらこのくらいの金額で売っていると。それを労務費をかけて

もこんなにならないなと思うことがちょっとあったものですから、その辺の判断がちゃんと見合ったものになっているのかどうかということをお聞きしたかったのです。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　今、平松委員の言っているポイントの部分は、介護保険のボランティアポイントの５０万円のところのお話、５５万円の話でよかったのですか。様式、ボランティアポイントの予算は一般会計と特会のほう、両方ついているのですよ。それの片方は１０倍ぐらいとか言っていたので、どっちの話なのかなと思いましてちょっと。介護保険の特別会計の介護予防事業についているボランティアポイント事業の５５万円は、１号被保険者がボランティア活動した場合はこちらから支出になりますよと。６４歳以下の方については一般会計のほうから出るという予算の仕組みになってございます。先ほど地域福祉活動等についても、町内会等々の活動、それが社協が共催、主催、町が主催、共催でもボランティアポイント活動がつきますので、そういった意味では、地域福祉活動もボランティアポイントになるし、行事についても、ボランティアはボランティア自体が福祉活動になりますので、その事業が例えば行事であったりとか、地域の活動であったりとか、近隣の方々の支え合いであったりとか、そういうのは問わずに、そういうものも認めているというところでございますので、御理解のほどお願いします。

また、先ほどの手すり等の品質の関係、オーバースペックなものなのかとか、金額がこの手すり、ピンキリのうち、こんなのでもつけても認めるのかという内容なのかなと思いますけれども、先ほど言った基準の範囲内で、ちゃんと手すりの用を満たすものであれば、例えば金でできたものとか、そういうのはちょっと要らないのではないとは思いますけれども、基本はその家の方、その手すりを利用される方の希望をまずは優先したい。それで、その中で事業者がこういう見積もりを持ってくる。そういった中で、委員が見たのがどういうものかよくわかりませんけれども、高いものも安いものもあるというところでございますけれども、アッパーが１回につき２０万円しか使えないというところでございますので、その住宅改修費の範囲内であれば、特によっぽど用が足さないもの以外であれば申請は通るのかなと思います。また、そこの部分について、材質等々がいかにも壊れそうであるとか、そういうのはチェックはしますけれども、ただ、金額的には、要支援の段階で２０万円、１回につき２０万円なので、それを毎年使えることではないので、介護度が二つ以上上がらないとまた次は使えないので、そういうところも意識しながらケアマネージャーさんは、また役場についても指導はしていますので、あまりそんな大幅にオーバースペックで金額が高いもの、例えば委員が１万円ぐらいでするものを、例えば５万円の金額でつけさせられたとか、多分そういう話なのかもしれないですけれども、そういうチェックについては、契約する事業者と利用者さんのお話になりますので、そういった意味では、そこの部分についてはあまり介入はしません。ただ、ちゃんと使えるものなのか、自分の体にあうものなのかというのはチェックはします。

以上でございます。

○川村委員長　平松委員。

○平松委員　ちょっと質問の仕方が悪かったですね。資料でいうとナンバー２の中の地域貢献ポイントと福祉ポイントとあわせて、窓口が社協になると思ったものですからお聞きをしたのですよ。この点についてはいいです。

ケアマネさんからの改修費のプラン、これが金額に見合っているかどうかという評価、これをちゃんとやっているのかどうかということだけお聞きしたかったのです。２０万円内はいいのですよ、２０万円内でみんなつくってきますから。見合っているかどうかという、その評価をちゃんとなさっているかどうか。どう見ても高いのではないのかなというものを見受けられたものですから、２０万円以内ならいいわという判断なのですかね。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　要はチェックするポイントとしては、ケアマネさんとか、私どもの改修後の

チェックでございますが、要はその人のＡＤＬ、身体状況にあったものがついていれば特に問題はないと踏んでいますので、その材質が委員のおっしゃるような感じのもの、それは利用者御本人さんと事業者が話し合いで決めますので、そこの部分については特には介入はしないというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

上野委員。

○上野委員　共通様式のナンバー５、この下のほうの緊急通報装置購入費、１０万４，０００円ということなのですが、これは本人負担とか町負担とか、そういうのがあるのかもしれませんけれども、それはどうなっていて、今回、前年並みの予算ということでありますけれども、これ、何人分、今回計上になっているのか、まずそれをお願いします。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　緊急通報システム備品購入費１０万４，０００円でございます。こちら、１台分でございます。

以上でございます。

○川村委員長　上野委員。

○上野委員　答えていないのは、本人負担、町負担がどうなっているか。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　本人負担はございません。全額公費負担でございます。

以上でございます。

○川村委員長　上野委員。

○上野委員　この緊急通報装置に関しては、高齢化がどんどん進む中で、ひとり暮らし高齢者のそういった需要が増えていく一方ではないかというふうに思うわけですけれども、先ほども高齢化率３４％というお話もありました。

それで、町として１年間に１台という助成をするということなのですけれども、これ、実際、これまでに町内にどれほどの方がこの緊急通報装置を必要として、申請されて、受けておられるのか、これについてもう一度ちょっとお願いします。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　緊急通報システムについては２種類ございます。今この１０万４，０００円で購入するものがあるのと、介護保険事業で前に介護ロボットの事業として、イマイルモという介護緊急通報装置システムがございますので、今現在、緊急通報装置システム、１０万４，０００円のほうは、現在、２０世帯ついております。そして、介護保険事業のほうの見守りシステム、イマイルモという緊急通報体制のほうについては現在１７世帯についている。合計３５世帯についているところでございます。

以上でございます。

○川村委員長　上野委員。

○上野委員　先ほども言いましたけれども、高齢化がどんどん進む中で、こういった人たちが増えていく中で、年間１人とか２人とか、そういうような通報装置の購入ということでいいのかどうか、この辺については、町は実績について、去年は１名だったからというようなことではなくて、本来、目標を持って、そういった需要のある実態を把握して、目標を持って対応すべきものではないかというふうに思うのですが、その辺については、この予算では全く意欲のない予算措置というふうに感じられるのですが、この緊急通報についてはどういうふうに位置づけて、今後どう考えているのか、もう少しわかるように説明してください。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　緊急通報体制システムなのですが、これ、つける際、要件が、ひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者の２人暮らしで、２人とも重症化しやすい、危篤になりやすい疾病を持っている方というまず入り口がございます。そして、緊急通報装置システムについては、申請が上がった際には、地域ケア会議というところの役場、あとは民間の方々、介護職、病院職の方が入って、この方についてこのサービスが適当なのかどうかという審査を経てつけられるというところでございます。ひとり暮らしだからつくという話ではなく、ひとり暮らしでも疾病を抱えて、倒れたら通報することができなそうな疾病を持っている方、

もしくは２人、複数人の高齢者で住んでいるけれども、２人が重篤になりやすい疾病を持っている方というのが入り口でございますので、ひとり暮らし高齢者全てにというビジョンの事業ではないというところはまず御理解していただきたいと思います。

また、疾病を重篤な、倒れたりして意識がなくなったりして通報できないような高齢者の方々も増えてきているというのも現状でございます。緊急通報装置につきましては、これは役場で買って貸与しているので、使用しなくなった方の世帯から回収して、新たな方につけるという使い回しをしているというところでございますので、今、ニーズとしては年間大体１名、２名というところでございます。介護保険の見守りシステム、イマイルモについては、現状、今３台、３世帯分の余裕がございますので、そちらのほうもまだ体制的には間に合うのかなと思います。

最近、民間で電球の中にチップが入っていて、丸１日電気がつきっぱなし、もしくは丸１日電気が消えっぱなしのときに、そのチップから登録している携帯のほうに連絡がいく電球、月額９８０円等とかでやっているものもございますので、今現状、いろいろといろいろな緊急通報についてはいろいろなものが出てきているというところでございます。また、今、ＩＣＴ、皆さんスマホ等々、息子さん、娘さん、お孫さんが使われているので、そちらのほうに直接連絡がいく方法のほうが需要が増えてきていると。緊急通報体制整備事業については、ボタンを押したら札幌の緊急通報の受信センターに連絡がいって、それからそこのボタンを押した家庭のほうに折り返しの電話がいって、電話の反応がない場合は登録している近所の方、御家族等に電話するというシステムでございますので、今、この緊急通報システムとイマイルモシステム、直接家族のスマホにデータが行くのか、１回センターを通して行くのか、それぞれ皆さんその世帯によっては希望されるのがばらばらでございますので、そういうものも今後研究しながら、ひとり暮らし高齢者等が増えていく世の中に対応していきたいと考えてございますので、今、新たなサービス等、いろいろ出てきているので、今後、そういうのも研究していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長　上野委員。

○上野委員　今後いろいろ改良された方法が出てくるというふうには思うのですが、現状で、そういう需要がある人が、実際に自分はそうなのだけれども、そういうことがやられていること自体がわからないとか、いろいろそういうこともあると思うのですが、町として、これをそういった需要のある方に十分情報提供して利用してもらうような、そういう努力といいますか、今どういう形でそういう対応をされているのか、その点、ちょっとお伺いします。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　先ほども説明しましたが、要はこの対象となる方は要援護者という形になります。要は見守りが必要な高齢者というところでございますので、福祉、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー等、民生委員等々の見守り等をしている高齢者が主でございますので、そういった中でこういうサービスがありますよという形のものを紹介しているというのが現状でございます。また、広く元気なひとり暮らし等高齢者の方々については、今後またホームページ等、広報等で周知していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質問のある方。

１時間回ったので、２０分まで休憩後、また再開いたしますので、暫時休憩にいたします。

午後　２時０８分　休憩

午後　２時２０分　再開

○川村委員長　それでは、休憩以前に引き続き、再開いたします。

福祉課に対する質疑を続けます。

神﨑委員。

○神﨑委員　共通様式のナンバー１０のところで、ちょっと見つけてしまいましたので、委託料、ここで遠隔手話サービス事業委託料が、少ない金額、４万１，０００円の新規事業増になって

いるのですけれども、これ、内容というか、何か事業があって、想定で予算しなければいけなかったのかなということで、ちょっとこのあたりの内容というか、何かあるのか、事業、何かそれにあった内容をちょっと聞きたいなというのと、ちょっと戻るのですけれども、ナンバー８のところ、これ、ちょっと気になっているところで、これ、ゼロになった八雲しらかば愛育会負担金、ゼロにはなったのですけれども、国立病院の閉院ということで、来年度はもうここには載ってこないのですけれども、筋ジストロフィーの子供さん方の、途中でお聞きしたら、特殊な症状というか、長期の療養で、病院を探して、あったときにちょっとお聞きはしていたのですけれども、函館か札幌かということの話だったので、今年でもう終わるので、ちょっとそのお子さん方の行き場所というか、そういうのもちょっと気になったので、ここでちょっとお知らせしていただきたいなと。

○川村委員長　福祉課長。

○村山福祉課長　ナンバー８の八雲しらかば愛育会負担金でございます。こちら、委員のおっしゃるとおり、八雲の国立病院閉院によるものでございます。ここの機能については、おっしゃるとおり札幌、函館のほうに分散されたというところでございます。ここに通っていた子どもたちについては、函館の国立病院のほうには新しく病棟ができておりますので、そちらのほうに動いたと。しかしながら、愛育会については解散というところで、負担金がなくなったというものでございます。

続きまして、ナンバー１０でございます。遠隔手話サービス事業委託料、こちらは新規でございます。こちらについては、タブレット等を使いまして、手話の方に、例えば役場の窓口で手話対応できる職員がいないと、そういった場合、タブレットで、アプリ、スカイプというアプリを使いまして、札幌の手話の財団と委託契約しまして、来た場合には、そこに手話通訳者がいて、アプリを通して画面上で手話で会話していただき、通訳していただいて、私どもが対応できるというものでございます。こちらについては、タブレットについては、昨年の補正で４台ほど購入させていただいております。こちらについては国庫補助１００％でタブレット等購入してございます。タブレット等は役場、各出張所等に配置したいと考えてございます。

以上でございます。

○神﨑委員　終わります。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　なければ、質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

福祉課長、御苦労さまでした。

次に、子育て健康支援課の審査を行います。

失礼しました。

次に、環境生活課の審査を行います。

環境生活課長、御苦労さまです。

予算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

環境生活課長。

○磯場環境生活課長　それでは、共通様式に基づき御説明いたします。

ナンバー１、環境衛生費は、本年度４８万２，０００円、２万７，０００円の減です。歳入は、記載のとおりです。主な増減は、需用費の消耗品で２万７，０００円の減となっております。

ナンバー２、環境衛生車管理費は、本年度２４万円、１０万円の増で、今年度は車検のため、修繕料、保険料、自動車重量税が増となっております。

次のページをごらんください。

ナンバー３、有害鳥獣対策費は、本年度５６５万１，０００円、２０９万９，０００円の減です。歳入は、記載のとおりです。主な増減は、消耗品、委託料、備品購入費が減となっております。

ナンバー４、有害鳥獣対策車両管理費は、本年度１０２万４，０００円、１３万１，０００円の増で、今年度、車検のため、修繕料、保険料、自動車重量税が増となっております。

次のページをごらんください。

ナンバー５、火葬場及び墓地管理費は、本年度９０９万３，０００円、７４万４，０００円の減で

す。歳入は、記載のとおりで、主な増減は、燃料費（灯油）が４６万円の減、施設修繕料が１５万円の減、特別清掃委託料のうち、壁清掃が隔年のため１２万円の減などとなっております。

次のページをごらんください。

ナンバー６、自然環境保全事業費は、本年度３１６万３，０００円、３７万７，０００の減で、委託料が２４万１，０００円の減、機械借上料が８万１，０００円の減、補助金が５万円の減などとなっております。

ナンバー７、生活環境対策事業費は、本年度９９３万２，０００円、５２万５，０００円の減です。歳入は、記載のとおりで、主な増減は、危険な空き家である特定空き家の解体補助金が５０万円の減となっております。

次のページをごらんください。

ナンバー８、廃棄物対策費は、本年度４６万５，０００円、８６万円の減で、委託料で７４万３，０００円の減となっております。

ナンバー９、廃棄物対策車管理費は、本年度４５万５，０００円、２０万４，０００円の減で、本年度は車検がないのため、減額となっております。

ナンバー１０、リサイクル推進対策費は、本年度２９８万１，０００円、３１万６，０００円の減で、報償費が３０万円の減などとなっております。

次のページをごらんください。

ナンバー１１、廃棄物処理費は、本年度４億７，８５５万１，０００円、２，４７８万８，０００円の減です。歳入は、記載のとおりで、主な増減は、計量器の修繕が隔年のため９８万６，０００円の減、工事請負で８７７万８，０００円の減、渡島廃棄物処理広域連合負担金が１，５１０万円の減となっております。

ナンバー１２、廃棄物処理作業車管理費は、本年度１００万円、３１万９，０００円の増で、修繕料、保険料等が増となっております。

次のページをごらんください。

ナンバー１３、し尿処理費は、本年度７，３００万２，０００円、１２０万円の増で、南渡島衛生施設組合負担金が増となっております。

ナンバー１４、消費行政事業費は、本年度７０万４，０００円、１万２，０００円の増です。消費生活相談業務負担金で、おおむね例年どおりとなっております。

以上が、環境生活課の令和３年度の予算の内容でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○川村委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

若山委員。

○若山委員　共通様式、番号のあれからいくと二つのところなのですけれども、ナンバー６のところで、委託料で河川水質検査委託料が２４万１，０００円減額になっているのと、補助金のところで大沼ラムサール協議会運営補助金が５万円減額になっているのですけれども、これは減額しても活動に支障がないということであれなのでしょうか、減額の理由がちょっとよくわからないのですけれども、この事業はしっかりやってもらいたいなと思うのですけれども、その辺の予算、大丈夫なのかなというところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、あと一つは、ナンバー１１のところで、減っているのでいいのですけれども、渡島廃棄物処理広域連合負担金が１，５００万円ほど減っているのですけれども、これは何か理由というか、もしおわかりであれば、これだけ払ってくれということで負担金が来るのだと思うのですけれども、減った原因のようなものがもしあれば教えていただければなと思います。

以上です。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　それでは、お答えしてまいります。

まず、ナンバー６の水質検査の検査委託料でございますが、こちらのほう、地点が決まっておりまして、町内河川１９か所、それから、大沼の流入河川が３河川、それを、大沼については３か所を月１回、町内河川についても６月、９月、３月の３回という形で、こちらのほう、ちょっと単価を下げさせていただいて、単純に調査自体は全く変わっておりません。

それから、ラムサールの運営補助金なのですけれども、こちらはやっぱりコロナ禍の影響で、運営の協議会の総会が今まで札幌であったのですけれども、それがちょっと書面開催になるということで、札幌の出張旅費が減額になった。それから、今まで子供たちを婦人会館にお泊まりさせて、それで事業をやっていたのですけれども、ちょっと泊まりをやめて、日帰りでやるということで、そこの分のちょっと経費が浮いたということで、５万円の減という形でございます。事業内容については、今までどおり子供たちを対象に、ラムサールのほうは一生懸命やっていきたいということでございます。

それから、ナンバー１１の負担金の関係でございますけれども、こちらのほうは先日の広域連合の議会のほうでも承認いただいたところですけれども、３年度の主な改正としては、機関改良によって燃費効率が非常によくなったということで、電気料と、それから灯油、こちらのほうが大分燃費効率がよくなったということで減額ができると。それから、人件費で改良のパートタイムの会計年度職員の配置を取りやめて、連合の体制の事務局の体制をちょっと合理化を図ったということで、人件費が減になったというのが主なポイントでございます。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに。

平松委員。

○平松委員　今の同じところですけれども、１１番の中にダイオキシン類排出実態調査委託料というのが、これ、毎年上がっていますけれども、委託するって、どういうふうに運用されているのですか。例えば学校だとか何かに昔はトランスがあって、ＰＣＢだとか、そういうはっきりしたものがあった、そういう調査はもう終わっていると思うのですけれども、毎年毎年調査を続ける理由をちょっと説明してください。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　こちら、１１番の委託料のダイオキシン類排出実態調査委託料ということですけれども、こちらは法定で決まっておりまして、クリーンセンターのほうから排出される、そこの周辺の水だったりだとか、ダイオキシンの排出を法定で毎年調査しなければならないというのがルールで決まっておりますので、毎年計上させていただいているところでございます。

以上です。

○川村委員長　いいですか。

ほかに質疑のある方。

中島委員。

○中島委員　１１番の廃棄物処理費なのですけれども、負担金なのですけれども、広域連合のほうに今回１，５１０万円ぐらい減になっておりますけれども、私の記憶では、毎年上がってきているのかなという感じだったのですけれども、今回、１，５００万円という大きな金額が減になっているということで、町内におけるごみ減量対策といいますか、それが浸透してきているのか、それだけでは１，５００万円もの減にならないと思うのですけれども、ほかに何か下がった理由があるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　もう一度お話ししたいと思います。こちらのほう、渡島廃棄物広域連合議会のほうで１月１８日に議員の皆さんの御承認のもと、可決された予算でございますけれども、今回、下がった主なポイントとしましては、機関改良工事が終わったということで、電気料、それから燃料費、灯油ですね、こちらのほうが燃費がよくなったというのが主なものと、もう一つは、人件費で、事務局体制の見直しを図りまして、パートタイムの会計年度職員の１名の配置を取りやめたのが主な要因でございます。

以上でございます。

○川村委員長　中島委員。

○中島委員　減額されたものというのは大体わかりましたけれども、これはたしか排出量で大体金額が加算されていくと思うのですけれども、そうすると、減量対策というのは、前から私も言っているのですけれども、町内における生ごみの減量対策、水を絞って出しなさいとか、量でいきますから、重さでいきますから、配慮しなさいというような対策といいますか、啓蒙していたと思うの

ですけれども、最近、その対策、あまり啓蒙も聞かないし、ＰＲも聞かないし、それらもう町民に対する減量対策はあまり行き渡っていないというのが本当のところだと思うのですよ。ほとんどやはりそういうもので金額が減ったわけではないですから、やはりもっともっと町民のほうにやはり訴えて、減量してくださいという形で、やはりもっとＰＲして啓蒙して、下げてもらって、そしてこの負担金を少なくしていくという努力をしないと、人件費だとか燃料費だとか、そんなことだけで、工事が終わったからという感じではなくて、もともとのやはりどうやったら負担を防げるかとなると、やっぱり皆さん町民からのやはりお手伝いといいますか、皆さんに気をとめてもらってやっていただかないと、なかなかやはり減量対策にならないと思うので、その辺、ちょっとやはりもう少し町民のほうに減量対策のほう、ごみの減量対策をしっかり啓蒙していくような、そういう努力をぜひしていただきたいなと思うのですけれども、その辺、一つよろしくお願いいたします。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　中島委員のおっしゃるとおりで、町民の皆さんに知れ渡るように、ごみ自体は減量は、着実に減ってはきているのですけれども、いかんせん、北斗と七飯で大体この広域の事業費で運営費の半分を満たしている、持っているような状況、人口がほかのまちはどんどん減ってきてしまっているものですから、ごみも当然減っているということで、どうしても、うちも減ってはいるのですけれども、負担金自体はどうしても高どまりしている状況ではあります。ごみの減量化については、うちも非常に重要な案件でありますので、広報、それからホームページを通じて、広く町民の方に知れ渡るように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川村委員長　ほかに。

畑中委員。

○畑中委員　共通様式のナンバー７です。特定空き家解体事業補助金、これ５０万円なのですけれども、５０万円の減ということは、昨年が１００万円だったなというふうに思うのですけれども、これ、どうなのですか、今、非常にこの特定空き家というのは一つの社会問題にはなっているのですけれども、何かしら予算を減とするということについては、何か本当に町で本腰を入れて取り組むあれがあるのかなという思いをしているのですよ、減にしているということは。ということは、もう一つは、昨年度あたりの、例えば実際、この補助金を出したあれは実態として何件ぐらいあったのか、そしてもう一つは、この５０万円というのは、最大５０万円、これは例えば何戸分の解体の５０万円なのか、その辺を、それからもう一つは、こういった制度というのでしょうか、こういったものについては、町民に十分に行き渡るために、いわゆる再三広報等で、ホームページもそうなのだろうけれども、どの程度上げて、載せてＰＲしているのかどうか、その辺についてもお尋ねします。

もう一つ、今、同僚委員の方から、渡島廃棄物についての減のあれが質問されましたけれども、私は逆な視点で、確かに生ごみは、最近、町民の側からすると、どうも町のほうでは積極的に現状に対するＰＲがいまいち足りないのかなと。いや、足りなくても町民みずからが自分たちで意識してやるのが本当なのかもしれないのだけれども、どうもやっぱり町としてはこの辺のＰＲが足りないというふうに私は思うのですけれども、そしてナンバー１０の質問なのですけれども、今回、堆肥化容器購入負担金、６万円になっているのですけれども、これは何台分の予算なのか。そして、やっぱり何年か前から見ると、こういった堆肥化の容器などを使って減量をするというあれが、ちょっと最近、ＰＲがちょっと足りないのかなというふうに思っているのですけれども、この辺についてお答えいただきます。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、特定空き家の解体補助金でございますけれども、今年度、５０万円減額して５０万円ということで、こちらのほう、まだ１棟分の最大５０万円という形で、補助費が解体費の５分の４で上限が５０万円という形で、今回、１棟分のみの予

算計上とさせていただいております。というのも、まだ２年度、終わったわけではないのですけれども、２年度自体で実績、当初、１００万円、２棟分予算計上させていただいたのですけれども、実際、解体できたのは１棟だけだったという形で、なかなか今日の北海道新聞さんにも、土地所有者の死後、名義変更早めにということで、なかなか建物の名義を変更しないままにしている方がいらっしゃって、それを探していって、相続人を見つけて、その方々とお話をして、解体まで結びつけるまで、ちょっと時間がどうしてもかかって、今年、今年度壊した１棟も２年がかりで実際取り組んで、ようやくできたという形で、なかなか進捗がぱぱっとはいかないというのが現実だったものですから、今回、ちょっと１棟分ということで頭出しさせていただいたところです。決して後ろ向きという形ではなくて、今後も調査して、相続人とも話しながら、危険な空き家については解体補助を出すのでやりませんかという形でお話ししていきたいと思います。また、ＰＲ不足ということも指摘されまして、町のほうではホームページ、広報なども出していますほかに、固定資産税の納税通知書に、一緒にパンフレットを同封させていただいて、税金が来たときに、そういえばうちにこういう物件があるのだなとかというのを思って、解体に結びつけるような努力をしているところでございます。今後もいろいろな形でＰＲしていきたいと思っております。

それから、ナンバー１０のコンポストの補助というところでございますけれども、こちらのほうはコロナ禍で、家でやっぱり食事をするということで、昨年、件数が伸びました、実際のところ。今回、１万５，０００円増額させていただきまして、一応上限３，０００円で２０台、一応今回予算計上させていただいているところです。なかなか北海道にコンポスト、手入れが難しいのですよね。冬、寒いので、なかなか管理が難しいのですけれども、また、お庭がちゃんと家庭菜園、ちょっと広い敷地があるお宅もなかなか難しくなってきているので、それで一時低迷していましたけれども、ちょっとコロナ禍というところもあって、また形成が伸びてきていますので、今後もＰＲしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

坂本委員。

○坂本委員　共通様式の１３番ですけれども、聞き漏らしたかということをちょっと伺うのですけれども、この南渡島負担金の関係で１２０万円ほど増えているのですけれども、これは今年度よりどこか下水処理の区間が広がったものか、また、最近雨が多いので、自然増を見ての１２０万円の増ということか、その辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○川村委員長　環境生活課長。

○磯場環境生活課長　こちらのほうの予算については、北斗市と七飯町と１市１町で負担している状況なのですけれども、し尿割と、それから汚泥の収集割と、それから行政地区の人口割と、それから下水道の人口割だとか、それから浄化槽の人口割と、し尿の収集人口割と、そういう形で両割で計算しているところです。かかる経費は全体でどうしてもかかるものですから、それを応分しているのですけれども、どうしても七飯のほうが若干割合としては、七飯が大体全体の５３％、北斗のほうが４７％という感じで、若干七飯のほうが下水道普及率が低いというか、くみ取りのほうを利用している方が多いということで、若干伸びている状況ではございます。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、環境生活課に対する審査を終了いたします。

環境生活課長、御苦労さまでした。

次に、子育て健康支援課の審査を行います。

子育て健康支援課長、御苦労さまです。

予算書及び提出資料に基づき、説明のほう、お願いいたします。

子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、子育て健康支援課所管分について、順次説明をさせていた

だきます。

なお、内容につきましては、大幅に増減のない項目、特定財源につきましては割愛をさせていただきますので、御了承願います。

まずは、共通様式ナンバー１となります。児童福祉総務費でございます。本年度予算額６，９４７万６，０００円、３３４万２，０００円の減で、予算減の主な理由は扶助費で、令和元年１０月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う保護者負担軽減給付金として、預かり保育事業、法定代理受領分など、前年度実績に基づきまして６８９万７，０００円の減となってございます。

次に、ナンバー２、放課後児童対策費は、本年度予算額８，５７８万６，０００円、５４４万７，０００円の減で、主な理由としましては、会計年度任用職員報酬の前年度実績に基づきまして３４７万円の減となっております。また、負担金補助及び交付金については、放課後児童健全育成事業補助金の前年度実績により１５１万４，０００円の減となっております。

次に、ナンバー３、本町子育て支援センター運営費については、重層的支援体制整備事業費への移行のため、１９１万８，０００円の皆減となっております。

次に、ナンバー４、大中山子育て支援センター運営費につきましても、重層的支援体制整備事業費への移行のため、１１２万７，０００円の皆減となっております。

次に、ナンバー５、子育て世代包括支援センター運営費は、国が令和２年度末までに全国の各自治体において設置を目指す機能として、当町では昨年１０月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを整備したものでございます。本年度予算額６万８，０００円、２０１万４，０００円の減で、開設準備が終了したことによる委託料、工事請負費、備品購入費の減となっております。

続きまして、ナンバー６、大中山保育所運営費でございます。本年度予算額６，２７７万３，０００円、４，７１２万８，０００円の増で、主な理由としましては、会計年度任用職員の報酬、給与、職員手当等が職員費からの移行となる事業予算の組みかえによるものでございます。

続きまして、ナンバー７、子ども・子育て支援給付事業費、本年度予算額７億３，６３５万８，０００円、４，６６０万２，０００円の減であります。主な理由は、令和元年１０月から始まった幼児教育、保育の無償化に伴う委託料について、前年の実績ベースを考慮しての内容となってございます。

ナンバー８、青少年育成対策費は、本年度予算額７４万７，０００円、７万５，０００円の減となり、主な内容としましては、指導員消耗品の隔年更新によるための減となっております。

ナンバー９、保健衛生総務費は、本年度予算額１，０５１万５，０００円、６，０００円の増でございます。

続きまして、ナンバー１０、保健指導車管理費でございます。本年度予算額４９万８，０００円、８万２，０００円の増となり、主な理由は修繕費で、平成２６年度取得、保健指導軽自動車３台の車検にかかる経費の増によるものでございます。

続きまして、ナンバー１１、疾病予防等保健対策費は、予算額７，２６７万３，０００円、７２９万５，０００円の減で、主な理由としましては、委託料で、風疹追加対策の抗体検査と、定期接種委託料は未接種対象者の数の減によりまして、計５００万５，０００円の減となってございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、ロタワクチン接種費用の助成で、令和２年８月以降生まれから定期接種の対象となったということから、１５７万５，０００円の減となっております。

ナンバー１２です。母子保健対策費は、予算額２，０４６万４，０００円、１５万７，０００円の増となってございます。主な理由は、新規事業となる５歳児健診実施にかかる報償費等の増となっております。

ナンバー１３、成人保健対策費でございます。予算額２，１４５万４，０００円、５３２万５，０００円の減で、主な理由としましては、健康診査、各種健診における委託料で、前年実績に基づく減額としております。

ナンバー１４、新型コロナウイルスワクチン接

種事業費は、予算額１億１，７０１万２，０００円、これについては皆増となってございます。接種体制の確保にかかる会計年度任用職員の人件費、ワクチン接種にかかる需用費、役務費、委託料、備品購入費として、新規計上の経費となってございます。

最後になりますが、ナンバー１５です。保健センター管理費は、予算額５０１万２，０００円、１６万円の減でございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○川村委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

田村委員。

○田村委員　それでは、何点か質問してまいります。

まず、民生部長さんにお聞きをしたいと思いますけれども、まず、ナンバー１、それからナンバー２、それからナンバー６、それぞれ報酬でございますけれども、この会計年度任用職員の報酬、これは職員費へ移行だという、まずナンバー１ですね。それから、ナンバー２のほうはこのままですよね、報酬のほうは、会計年度。それから、ナンバー６のほうは、職員費から今度こっちに持ってくるという、会計年度職員の報酬だとか、それに関する給料であるとか職員手当ですね。こういうやつを持ってくると。こういういろいろなパターンがあるのですけれども、どういう意図があってそういう移動をしているのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ナンバー７、委託料ですけれども、７億３，６００万円、これに対しまして４，６００万円減額。それぞれ保育所、それから施設型、それぞれあれしていますけれども、これは理由が前年度実績見込みによりという話ですけれども、ほかの部署にも聞いておりますけれども、４，６００万円も減というのが、やはりちょっと見積もりがあまりにも過大過ぎるのではないかと。保育所などは、今回、３，４００万円ですけれども、２，４００万円の減。施設型については３億４，２７０万円に対して２，８００万円減。あまりにもちょっと金額が大き過ぎるのではないかと私は思うのですが、この実績という見込みにより上げているというのはわかるのですけれども、具体的にここまで落とす理由というのは一体、実績と言えばそれまでなのですけれども、理由があればちょっと教えていただきたいと思います。

それから、ナンバー１１、ここも同じなのですけれども、風疹の追加の関係ですけれども、抗体検査で３８４万３，０００円で、減額するのが４３１万５，０００円ということで、これは対象者数の減ということでございますけれども、これも逆転して減のほうが多い。確かに対象者がいなければそうなのですけれども、本当にこんなに減になるというか、そこら辺、もう１回、ここまで減にする理由というのをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、同様に、その下の風疹の定期接種委託料、これについてもやはり７１万円に対して２４３万１，０００円減にしている。ここら辺もちょっと極端過ぎるというか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、負担金、補助及び交付金の中で、ロタワクチンの接種費用助成金７万５，０００円、これも１５７万５，０００円減額ということでございますけれども、これについては定期接種へ移行しますよということで減にしているということなのですが、この定期接種の中というのは、これはどこに、予算計上の中の細目を見てもちょっと見つけられなかったものですから、定期接種というのはこの項目の中のどこに入っているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、１３番、ナンバー１３ですけれども、これも胃がん検診についても３８０万９，０００円に対して２０４万２，０００円減、これも実績による減なのですけれども、本当にそこまで落としていいのか。きっと足りなければ補正という、そういう基本的な考え方で、こういうがばがばっというふうに落としていっているとすれば、やはり私は問題ではないのかなというふうに思いますので、そこら辺のことをちょっとお答え願いたいと思います。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　人件費の関係ですけれども、今回、保健センターの部分につきましても、先ほど福祉課で説明したような重層的事業のほうに移行した部分もございまして、ナンバー１の部分だとか、事務をやっている部分と子育て支援センターの部分などは重層的のほうにいっているものですから、職員費のほうにいったということで、あと、ナンバー２の学童保育クラブ、それとナンバー６の大中山保育所の現場で仕事をする会計年度任用職員については、現場の事業費のほうに今回つけかえさせていただいたということで、今後、そういうような形で整理していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、ナンバー７の子ども子育て支援給付費の４，６６０万２，０００円の減額の部分についてでございます。これにつきましては、予算総体としましても７億３，６００万円と、これは無償化にかかる、令和元年１０月から始まった無償化に伴う給付費ということでございまして、令和元年度は１０月から始まったことによって半年間、無償化の対象というふうになったわけですけれども、実際問題、令和２年度からスタートとしては、１年間、様子を見なければならない時期だと。１年の流れをつかむためにはそういうふうな２年のとらえがありましたので、その予算の大枠がなかなか見えきれなかったということでございました。今年度、３年につきましては、２年の状況を踏まえまして、無償化では大体おおむねこれぐらいの予算執行で賄えるのだということの確認が図られましたので、この金額を実績ということのとらえでもって減額ベースとして予算化させていただいたものでございます。

また、ナンバー１１の風疹の追加の関係でございますけれども、これにつきましては、令和２年度から、昭和３７年から昭和５２年までの方を対象に、男性の方を対象にということで、風疹の抗体検査、抗体がなければ接種をしてくださいということでとらえた事業でございますけれども、去年１年間である程度周知はして、打っていただける方は接種ということに至ったわけでございますけれども、２年目になりまして、なかなかそこが伸び悩んでいるということで、去年の実績も踏まえれば、この程度の予算でとりあえずは目標値として進めていければなということで、減額をさせていただいたものでございます。

また、ロタワクチンの定期接種へ移行ということにつきましては、これはナンバー１１の予防接種委託料、これ、総体の中に組み込む形で整理をさせていただいたというものでございますので、この中にプールされた予算ということで御理解いただければと思います。

また、ナンバー１３の胃がん検診、その他もろもろにつきましても、前年度実績ベースによる金額で計上させていただいておりますけれども、これについては、減額がいいということではなくて、受診勧奨を進めながら、より多くの接種率を獲得できるように、今後も引き続き受診勧奨に努めてまいりたいということでございます。予算につきましては、この金額でもって今年度スタートさせていただきたいというものでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○川村委員長　田村委員。

○田村委員　そうしますと、任用職員の場合は、現場は現場という、そういう考え方で張りつけするのだよという、そういう考え方でいいのですね、まず。

それから、もう一つは、ナンバー７の委託料、無償化の話が出ましたけれども、これもこの先、もっと今のところ続いていくのかどうなのか。そして、町の負担がこのぐらいになっていくのかな、ちょっと詳しいことはわからないですけれども、そこら辺、今後もそうなのか、そこら辺、ちょっとわかっている範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　私のほうから、ナンバー７の委託料につきまして、令和２年、１年間かけてこの流れがつかめたというふうにとらえて

おりますので、今後はこの金額で推移をしていくのだろうなということで、国の制度がまた大幅に変わらない以上は、無償化ということで、この金額レベルで推移していくものと考えております。

以上でございます。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　あと、当初の会計年度任用の給与のとらえ方でございます。まず１年間、昨年、令和２年度、会計年度任用職員に移行したということで、職員費のほうに金額をスライドして、総務管理ということで進めてまいりましたけれども、なかなかやっぱり現場の時間的な管理の問題だとか、例えば有給のとらえ、あとは時間外ということで、やはり総務のほうではなかなか把握しきれない部分を、当保健センターの担当の中でカバーしていかなければならないと。細かなシフト制になっているものですから、通常どおりの考え方で賃金が払われるというようなものではなく、ちょっと特殊性を持った勤務体系になっているということで、ちょっといろいろ不具合が生じる可能性があるということで、きめ細やかに対応できるように、そのようなシフトをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

若山委員。

○若山委員　該当箇所としては２か所ですけれども、まずナンバー１３のところで、同僚委員も今質問しておりましたけれども、委託料のところです。後期高齢者健康診査委託料とかについては、実績による増ということなっているのですけれども、ほかの胃がんだとかほかのピロリ菌までのところは実績による減という形になっておりまして、これは先ほどの風疹のように、対象者がもう少ないからこの数字でいいとかということではなくて、今も説明あったとおり、できるだけ多く検診していただきたいというような話だったので、これは検診希望が多ければ、当然、もう枠がないのでやめましたというようなことはなくて、もし希望者が出てくれば、全員対象としなければいけないとは思うのですけれども、この実績による減という、こういう減らし方ではなくて、対象者がどのくらいいて、それの何割来るとかという予算の作成の仕方というのが普通なのかなと思うのですけれども、同僚委員が先ほども言ったとおり、最初は予算、これでスタートしてというような形で、後で補正すればいいのだとかというのは、あまりちょっと格好いい予算ではないのかなと思うので、そこのところをちょっと御説明いただきたいなと思います。

それと、ナンバー１４の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。これについては、かかった費用は全額国から補助というか、ここに書いているとおり、負担金、補助金としてもらえるので、特にどうこう言うあれはないと思いますけれども、この算定した金額というのは大体確実なものなのでしょうか。例えば委託料で９，０００万円とか何とかなっているのですけれども、これは入札とか、そういうあれになるのでしょうか、それとも相対で個別にお願いするのかどうかと、七飯町内のお医者さんだけで対応可能なのかどうか。この会計任用職員だとかワクチン接種委託料関係の、コールセンターについてはどこか外に頼むとかとあるのですけれども、七飯町内だけで可能なのかどうか。ちょっと一般質問のときも函館とか北斗との連携とか、そういうのはどうなのかなというところでちょっと聞いていたのですけれども、このオペレーションで、決まっていなければこれからだということで、そういう回答でも構わないのですけれども、ちょっとその辺のところを教えていただければなと思います。

以上です。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　まず、ナンバー１３の委託料の関係でございます。このそれぞれの項目の中で、後期高齢者に関しては、唯一増とさせていただいている部分がございます。あとそれ以外は減ということでスタートさせていただきたいということではございますけれども、これについては、今、昨年度から引き続きのコロナ禍によりまして、やはり保健センターにその問い合わせ等ある中で、やっぱりちょっと病院に足を運ぶのが、ちょっとこの時期、どうなのだろうとか、そ

ういう相談の電話等もございまして、なかなか行き控えている部分があるのかなと。ただ、後期高齢者につきましては、免疫力の低下だとか、基礎疾患をお持ちの方もいらっしゃいますので、ここはちょっと手厚く委託料として確保しておきたいということでございます。これについてはそのような理由ということで御理解いただければと思います。

また、ナンバー１４のコロナ接種のワクチンの関係でございます。委員おっしゃるとおり、国からの１００％補助ということで賄われる補助金の中で支出をかけていくわけでございますけれども、これについては、七飯町の全人口に対して、１人当たり２，０７０円、税別なのですけれども、この金額が国内統一の単価ということで、国が日本医師会と集合契約を行うということで、七飯町が個別に医療機関に委託契約を行うものではございません。これによりまして、七飯町、各自治体は委任状を出す形をとりまして、国が一括して契約を結ぶという内容でございます。

また、当町の人口につきましては、七飯町内で解決できるのかどうかという部分でございますけれども、今、町内の医療機関の先生方にもちょっといろいろ会議の中で相談はしている中で、できれば個別医療機関で、やっぱりかかりつけのお医者さんということで見てもらうほうが利用者としても心強いでしょうねということが回答としていただいております。ただ、やっぱり七飯町が函館市内の病院に依存しているという患者さんも多岐にわたっていらっしゃるというふうに思いますので、これは函館、北斗も含めて、そのかかる病院の行き来があるものと想定はしております。ただ、七飯町内の病院で七飯町の人口をカバーするのは、時間が許せばそれは可能なのだろうなというふうには考えております。

以上でございます。

○川村委員長　若山委員。

○若山委員　コロナワクチン接種事業については、よろしくお願いしたいなというふうに思います。

それと、最初のほうの検診関係の委託料について、そうすると、昨年はコロナの影響があって、我々もそうですけれども、何か病院に行ったら感染する可能性があるので、みんなが行っていないと。それでぐっと実績が落ちてしまったよと。それに基づいて、今年はあれしていますよと、まだコロナがおさまっているわけではないのでということで、特殊な要因ということなのですね。ただ、もしそういう状況下でも検診を希望する方が大量に出てきたときには、全員対応できるような対策をとっていくということでよろしいかどうか、そこだけ確認させてください。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　ただいま若山委員がおっしゃるとおり、そのような流れでとらえております。この予算内で希望者数が増加した場合には、年度途中の補正予算でそれぞれの検査メニューの金額を分析した中で、増額補正もしくは減額補正ということで対応させていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○川村委員長　横田委員。

○横田委員　今の１４番のコロナワクチンの話ですけれども、これは普通のインフルエンザと同じ予防のワクチンということの考え方でいいのか。もしそれでいいというのでしたら、これは例えばきく確率というのは、例えば１年間なのかどうなのかというのは、そういうデータというのはまだないのだろうけれども、どういうふうに考えているのか。来年以降もやっぱりやらなくてはいけないものなのかということですよね。その辺、わかる範囲で教えていただきたいなと思います。

それから、１１番の、今の高齢者のインフルエンザの予防接種などの委託、これというのは今年も無料という考え方でいいのですか。そしてもう一つは、全員に打つという考え方、前回と同じくそういうふうな考え方でいいのか。

それから、ナンバー２の学童保育ですけれども、大中山の学童は新しくなりましたので、きれいですごくいいと思うのです。それと、それ以外のところが、ちょっと今、格差があるのだけれども、学童の個人負担分というのは同じというのは、これはどうなのかなと思うのですけれども、それに対する考え方というのはどういうふうに考

えているのか。

以上です。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、まずナンバー１４、コロナワクチンについてでございます。これについては、インフルと同じように予防なのかということでございますけれども、私たちとは予防接種というふうにとらえております。というのは、コロナウイルスに感染しても重症化しない、重症化を防ぐという意味で、それが予防対策ということでとらえて進めさせていただきたいというふうに思っています。

また、この効果がどれくらい期待できるのかという部分でございますけれども、これについては、ちょっと新しいワクチンということもありまして、ちょっと私たちの情報の中では、報道などでも伝えられているように、ある程度、６か月ぐらいの効果が期待できるのではないか、もしくはそれ以上の効果も可能性としては期待できるのではないかということを言われていますけれども、これについてはちょっと実績を見ながら、ある程度私たちは６か月は、ある程度効果は保てるのだろうなという認識で考えてございます。

また、来年度以降も、これが１年ぽっきりの対策ではなくて、多分継続して、来年、再来年と、３か年計画だとか、そういうことで国のほうもとらえているのではないかというふうに考えておりますので、この１年間の実績を踏まえて、来年度に生かしていきたいなというふうに考えております。

また、ナンバー１１のインフルエンザ予防接種につきましては、令和２年度、１０月から１月末まで、全町民を対象に無償ということで施策を進めさせていただいたところでございますけれども、来年度は、コロナの今回ワクチンが接種できるということで、インフルの予防接種については高齢者を対象にと、これまで以前の内容に戻させていただいて対応していきたいなというふうに今のところ考えております。

また、ナンバー２の学童の個人の負担分についての考え方でございますけれども、委員おっしゃるとおり、大中山が新しくなって、その他の古い施設の環境の中で、また、公共施設と民営化、民間施設の構えがあるのですけれども、これについては、今後、学童保育の料金の関係だとか、それについては協議課題として私たちもとらえておりますので、今のところは現状のスタイルのまま、今後についてはその見直しを積極的に図っていきたいということで考えてございますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○川村委員長　横田委員。

○横田委員　学童ですけれども、一応学童保育というのは小学校１年から６年までだよというふうになっているのですけれども、七飯町さんの公立の場合は３年で打ちどめしているというのがありますよね。まだ４年、５年、６年になったって、両親が共稼ぎであるというところがあるし、中にはやっぱり不安だという人もあるのだけれども、その辺に対して、一挙に６年まで持っていけとは言わないのですけれども、例えば４年、５年、中には本当に家庭的に心配だとかという人だっていると思うのですけれども、その辺に対して弾力的な考え方をするのかどうかというのが１点。

それから、インフルエンザですけれども、今、ワクチンだって、来年の３月まで打てるかどうかわからないと言っているのでないですか。これが本当にそういう可能性になった場合には、インフルは全町民に打っていただきたいというのはやっぱり希望ですよね。だからその辺の、やっぱりワクチンの打てる可能性というのが少なくなってきたら、やっぱり速やかに、本当に秋口から始まっていくということは、本当に６月議会か９月議会には予算を立てて、そういうふうなことを考えていくことを考えているのかどうかというのを教えていただきたいなと思います。

以上です。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　学童の施設の関係でございます。基本的に学童施設は１年生から６年生までが利用の対象ということでございます。令和元年に新築されました大中山学童クラブにつきましては、定員を８０名から９０名に増やして、３クラブの構えで運営しているところでございま

す。ただ、大中山地区につきましては、住宅地の形成だとか、また、アパートの建設等が進んでおりまして、子供たちの数が増えている状況でございますが、９０人の枠の中に、どうしても１年生から６年生ということになると、どうしても定員数からあふれてしまうという今現状でございます。町としましては、１年生から３年生まで優先的に入所していただくということを前提に、その中にはめて運用しているところではございますけれども、この辺につきましても、やっぱり課題は、私たちも課題はあるというふうに認識してございますので、これは民間の学童クラブとも連携しながら、できれば６年生の希望者まで受けられるような体制を考えていきたいというふうには思ってございます。

また、インフルエンザにつきましては、先ほどの答弁で、従前のスタイルに戻していきたいということで答弁させていただきましたけれども、委員おっしゃるとおり、このコロナワクチンも、今、情報としてかなり遅れておりまして、七飯町内でも２月中ぐらいから医療従事者がスタートできるだろうというふうな認識してございましたけれども、今、３月の中旬を迎えようとしている中で、まだ医療従事者の薬すら届いていないという状況で、もしかしたらこれは高齢者が打てる時期は、もしかしたら本当に５月後半だとか６月以降に、もっと遅れてしまうのではないかということがちょっと懸念されておりますので、その全ての方が打てるような情報が確認でき次第、秋口にインフルエンザのまた対策が必要なのか、その辺は様子を見極めて補正対応するなりの検討をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質疑のある方。

中川委員。

○中川委員　今、お話にもありましたけれども、ナンバー２の学童保育の関係ですけれども、いろいろやっていくということだったので、あまりあれですけれども、現状の学童保育の待機児童というのは一体どういう状況になっているのかというのと、ナンバー６、７で保育園関係の予算もありますけれども、現状の待機児童の状況はどういうふうになっているのかというのと、ナンバー５の子育て世帯包括支援センターの運営ということで、これは一体どういう感じで運営していくのか。たしか去年、一般質問か何かの答弁か何かで、子育て期間というのですか、幼稚園とか小学校とか中学校とか、それぞれ分かれてしまうから、子育て世代の支援センターができれば、１８歳までの、要は児童と言われるところまで一括で見られるような内容のことを述べられていたと思うのですけれども、実際にどのような形で運営していくのかというのをお願いします。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、まずナンバー２の学童の関係でございます。学童につきましては、七飯町内の公立、そして民間も含めまして、唯一、大中山学童クラブだけ、やはり定員枠から希望者があふれるわけでございます。これにつきましては、抽選という形をとらせていただいて、１年生から３年生までは優先的に入所させていただき、４年生の利用者については、申し訳ありませんけれども抽選という方法をとらせていただいております。しかし、これにつきましては、令和２年度から、民間との格差をある程度是正するために、利用者負担の補助金ということも踏まえて対策をとらせていただいております。まだその中には差はある状況ではございますけれども、これについても将来的にはできるだけその差を埋めていくような努力で進めていきたいなという認識をしているところでございます。それ以外の学童については、定員の範囲内でおさまっているということでございますので、御理解をいただければと思います。

また、ナンバー５の子育て世代包括支援センター、この内容につきましては、もともと保健センター、保健予防係と子育て支援係ということの体制で、従来から進めてきたわけでございますけれども、これについては、体制の構築だとか改変を必要とすることなく、現状の体制の中で運営をすることが可能ということで、ある意味、１０月から看板を設置させていただいて、従来の相談内容に対応していくということで進めております。実際、センターになってどのような効果が期待で

きたのかということもあるかと思いますけれども、これについては、保健センターに相談に来れば、何らかの関係機関につながる情報を得られるだとか、困っていることをどのような機関に相談すればいいかだとか、そのワンストップ窓口の機能として持ち合わせている部分もございますので、これについては、今のところ円滑に進んでいるのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

あと、保育所の待機でございますけれども、現状のところ、待機児童は、今現状は発生していない状況です。ただ、希望する保育園にどうしても行きたいと、そういう希望者については、そこはカウントとして空き待ち状態ということで、これは去年から引き続き数名かの利用者の方がお待ちになられているというような状況でございまして、これについてはどうしても必要な場合には広域、函館、北斗含めた内容と、民間の施設についても協力を要請しながら、情報提供しながら、そちらのほうを御案内させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○川村委員長　中川委員。

○中川委員　学童保育については、民間との格差だとかのあれを今後また考えていくということなので、解消されていくのかなと。要は大中山地区が多くて、そこがあふれてしまうという、ただ、大中山にも民間もありますので、あふれたら民間に流れてもおかしくないのですけれども、やはりなかなか流れないというところは、格差のものが結果としてあるのかなと。利用者の方は実際に困っている方がいる状況ですので、そこは何とかやっていただきたいなというのと、保育所関係ですけれども、これは現状、待機児童がいないということですけれども、多分それはいつもの町の計算方法だと思うのですけれども、国に報告するときに、七飯町、要は大中山、人口的に大中山と本町地区が子供の数も多いので、そこら辺というのは現実的に待機児童が出てしまうと思うのですけれども、そうではなくて、人口が少ない大沼のほうだとか、そういう子供の少ないところの保育所の受け入れ体制も含めた中での待機児童の数字ですよね、多分今のは。

というのと、あと、ナンバー５の子育て世代包括支援センター、保健センターの中でいろいろやっていくという体制はわかったのですけれども、せっかく生まれてから大人になるまでの間の期間にいろいろな相談、ここはコロナの関係で、非常に虐待だとかＤＶだとかが増えているというのは日本全国で言われている状況でなっていますので、そういう意味でも、このセンターがあれば対応がよくなるという意味だと思うのですけれども、これの周知方法だとかそういうものも、要は６万８，０００円で何ができるのかなというのが正直なところ。このセンターができて、２００万円かけてセンターができましたと。実際に日本全国の中でも、虐待だ何だというのがすごい新聞にも大きく広告が毎度出るような状態、また、ニュースだけではなくても、目のつくところに虐待だとかそういうのを見つけたら連絡くださいみたいな、そういうような周知基準もでるようになっている状況で、それほど全国的に見えないものが発生しているという状況だと思うのですけれども、ないにこしたことはないですけれども、ただ、せっかくそういう意味では、このセンターができれば、すぐ対応だとかがスムーズにいけるようになったと思うのですけれども、６万８，０００円で、こういうセンターができましたよという、町民に対する周知も６万８，０００円でできるのですかねというところがちょっと気になったもので、そこですね。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、大中山の学童の関係でございます。実際、質問の中でもいただいたところでございますけれども、大中山地区の学童だけがなかなか定員の枠の中に入ってこないということで、抽選だとかによる対応をさせていただいたというふうに答弁させていただいたところでございます。でも、民間の学童の施設もございますので、町としても補助金の内容ですとか、立地条件だとか、施設の環境の内容だとか条件、その点も含めて、抽選から漏れた方には丁寧に説明をさせていただいているところでございます。やはり民間と公立の部分の補助金はこちらの

ほうでとらえさせていただいているのですけども、やはりまだ差があるという部分がございますので、これをフラットにすることによって、ある程度選択肢の幅も広がるのではないかというふうにとらえておりますので、これについては今後の課題として早急に対応していきたいなというふうに考えております。

また、保育所の待機の関係でございますけれども、まさしく七飯町全部でとらえれば、必ず埋まっているところもあればあいているところもあるという全体の中で、この積算というものの考え方を国のほうに示していく、報告していくという内容でございますので、例えば大沼の保育所のほうで定員よりも下回っての入所であれば、当然、そこの保育園に入れますよねという考え方にはなるのですけれども、では実際問題、本町の方が大沼まで行って、函館の職場に通うかという、ちょっと現実とは乖離したようなことも考えとしてはございますので、ただ、はかり方としては、そのような考え方ではかって、待機児童が出ていないという状況ではございますけれども、実際、そこに入りたくて困っている方もいらっしゃるというのは私たちも事実としてとらえておりますので、これについては何らかの手立てを講じて対策していかなければならないというふうに考えております。これについては、ちょっと１年、２年ではできるものではないと考えておりますので、これについては御理解いただければと思います。

また、ナンバー５の包括支援センターの考えでございますけれども、おっしゃるとおり、このコロナ禍の中で、虐待、ＤＶ、件数的にも昨年に比べてその事案も増えているのは確かでございます。これについては、センターのほうでちょっとＰＲの仕方ということも課題では私たちはとらえておりますけれども、これについては、利用者に、窓口にお子さんが抱っこされてきたお母さん方には、こういうセンターの機能も今持ち合わせているから、気楽に相談においでというようなことは保健師を通じて周知のほうを図らせていただいているということで、できればちょっと早急にこのセンター機能というものを幅広く皆さんにお伝えできればというふうに考えております。

以上でございます。

○川村委員長　中川委員。

○中川委員　わかりました。２番と５番に関してはわかりました。

５番に関しては、予算をこれしかとっていないで、今さらといいますか、大きな周知をやるとなれば、またお金が別になってしまうので、ただ、今現状できること、例えば教育委員会と連携して、小中学校に定期的にこういうセンターの案内を定期的に流してもらうだとか、お金のかからないようなことはできると思うので、そこは皆さんでいろいろ頑張っていただきたいなと。

あと、６、７の待機児童の関係ですけれども、これ、何年か前の一般質問か予算か何かの質疑で、同じことを私、言っているのですよ。一般質問だったかな。そして、町として把握するのは全町入れての待機児童の数字ということで、ゼロということになると。ただ、各地域、要は実情を考えたときに、国に上げる数字と、それはそれで正式な計算方法ですので、それはいいのですけれども、そうではなくて、実際に大中山、本町地域、多いところでは、実際に困っている方、結構いますので、毎年ずっと。なので、そのときも言いましたけれども、実際にあふれている現状の数字も把握しておくべきではないかということを言って、それはそれで把握していくみたいな話だったのですけれども、ずっとそれは把握してきていないということなのですかね。何年か前に私、質問していたのですけれども、今、現状はそうだと思うのですけれども、ただ、それ、実態を把握していないと、全町的にいけば待機児童はゼロだからそれでいいというのであれば、いつまでたっても待機児童、ずっと出たままですよね。そうなるのであれば、ちょっと保育所の運営といっても、解決しないままのものになっていくと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　保育所の待機児童対策については、今おっしゃられるとおり、潜在待機児童ということで、さっき課長が言ったように、本町の人なのだけれども、大沼しかあいていないよとかと。今、保育所の待機児童といいますけれども、

待機児童になっているのが０、１、２歳の未満児と言われるところなのですよね。そこのところというのは、保育士１人に対して３人しか見れないとか、非常に手厚く見なければならない部分で、保育所の定員、定数もあるものですから、そういう意味では、今、保育所に数も限りがあるので、民間も含めて、１．２倍までの認められた人数で対応していただいているという部分もあるのですけれども、０、１、２歳の未満児の部分では、結局、産休明けで働きたい方、あるいは育児休業をとって１年目、２年目、３年目と保育所のあきを待ちながら育児休業と調整しているとかという部分で、今かろうじて何とかそういう制度の中で待機児童を解消しているという言い方はあれですけれども、ちょうどその辺の対応をしていただいているというような形でして、町のほうでは、あくまでも町立保育園、大中山保育所が唯一の町立ですから、唯一の町立保育園でまずは受け入れ体制、定員、児童の定数を増やして、何とか民間の先導的な立場になろうというようなことで、保育体制の見直しというか、保育士の採用というか、そういう部分も対応しているところなのですけれども、今現在、現状でいきますと、保育士自体が不足のままなのですよね。これは函館市内の学校、短期大学だとか、大谷学園だとか、大谷女子短大だとか、ああいうところとかにも問い合わせしたりして御相談しているのですけれども、保育士を目指されている学生さんが、従前、私たち若いころと言ったらあれですけれども、従前の定員の半分くらいしか今現在、学校にも来ていないというような状況でして、そういう部分からの確保ということで、保育士を探したり、各民間の保育所にも御協力を依頼して、定員の確保というものをお願いしてやっている状況でして、それを含めて函館だとか隣の北斗市だとかを含めて広域の部分も調整しながら何とかやっている状況でして、潜在的待機の部分も押さえていないわけでなくて、当然、申し込みして入れない方ですので、その方については随時、空きが出た場合だとかは御案内して、あるいは認可保育園でない保育園もありますので、企業主導型だとか、そういうような地域の保育園みたいな、認定こども園も含めて、そういうところも活用していただけるように、あるいは、今現在幼稚園しかやっていないところにも、子ども園もできれば開設してもらえませんかとかというような活動はしているのですけれども、なかなか実になっていないというのが実際のところでして、そういう意味では、これからも続けてそういう努力をしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それと、子育て世代包括支援センターの部分は、妊娠して母子手帳をもらう段階で保健センターに申請に来られるのですけれども、その時点から始まります。ですから、母子手帳を交付して、その間の御相談含めて、それからまた、出産されてから、そして子供を今お話したような保育園に入れたりとか、そういうようなものも含めて、スタート時は本当に妊娠されてから保健師が対応しながら、保育士も対応して、そしてそういう虐待だとかの部分は、そこの窓口のほうだとかも含めて、教育委員会とも連携しながら、本当に生まれたときからずっと、七飯にいる限りお付き合いをしていくというような考えで進めていますので、予算的には６万８，０００円しかありませんけれども、ホームページだとか広報だとか、学校のそういうお便りに例えば入れてもらうだとか、いろいろ工夫すれば内容があると思うので、今年度につきましてはこのような形でまずは業務を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○川村委員長　中川委員。

○中川委員　今の子育て包括支援センターについてですけれども、今、民生部長のほうからホームページだとかというのがありましたけれども、あまりホームページも広報も見ている方、少ないので、こういう要は虐待だとかＤＶだとか、生まれたころは母子手帳だとか取りに行ったり何なりで、生まれたころというのは以外と皆さん仲よくやっていると言ったらあれなのですけれども、だんだんだんだん大きくなっていって、いろいろなことが起きていくということもありますので、ＤＶだ、虐待は命に関わりますので、ただ載せれば

いいという周知ではなくて、本当にさりげなく目につくようなことを考えてやっていただきたいなと。

保育所の答弁だったのですけれども、民生部長がおっしゃられたこと、まさに私、一般質問したときに、そのまましゃべられたと思うのですよ。なので、これ以上言っても一般質問みたくなってしまいますので、もうやめますけれども、やはり対策は考えていかなければならないのはわかるのですけれども、今どうこうという話ではないですけれども、実態だけは、本町地区、大中山地区とかという、ある程度の現状の実態というのは今後把握していかないとまずいと思いますので、そこだけどうですか。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　実態把握ということでございます。これについては、私ども、どこの、大中山保育所なのですけれども、大中山保育所、例えばあとはほんちょう保育所、あと、どんぐりの子ども園もあるのですけれども、どうしてもやっぱり希望する年齢と、入所している数がどうしてもかみ合わなくて、１人入れてほしいのだけど、いや、もう定員も全部埋まっているからという、ちょっと微妙な数字の中で行き来しているという実態としてはとらえております。この数については、何歳児がここの園で何人希望されている、潜在としては具体的にはこれだけの人数が待たれているということを把握している中で、総体の枠も当然確認はしておりますけれども、それを踏まえて、より利便性のいい、まだ入所の枠があるような場所への誘導ということも踏まえて対策を行っている状況でございますので、これについては、その実態を把握した中で、そのように情報提供させていただいているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに。

中島委員。

○中島委員　１点だけお願いします。１３番の委託料なのですけれども、これは先ほど同僚委員からも質問ありましたけれども、利用者が減って実績が減ということになっています。後期高齢者保健、健康診査委託料ほか、全部減になっておりますけれども、私はこのがん検診委託料、この全部ではないですけれども、この制度にちょっと疑問があるということなのですよ。というのは、やはり病院によっては、この制度を利用するよりか、本人の保険証を使ったほうが自己負担が安くなりますよというようながん検診の中身もあるのですよ。私も自分のことで申し訳ないですけれども、がん検診、ないとは言いませんけれども、病院にお願いして、ちょっとこういう制度があるのだけれども、利用してやっていただきたいというようなお話していまして、それで病院のほうに計算をしてもらいました。この制度を利用するのと、自分の保険証を使って、私、後期高齢者ですけれども、これを使ってやるのと、どっちが自己負担が少なくなるかというと、自分の保険証を使って高齢者保険を使ったほうが自己負担は少なく済みますよというものがあったのですよ。この制度は何なのだということになってしまうわけですよね。全てのことだと私は知りませんけれども、自分がやってもらったがん検診ではそう言われました。だから私はこの制度を利用しないで、自分の保険証でがん検診をしてもらいました。そういうことがあるので、一度やはりこの内容について、２，０００万円のお金ですから、一度やはり、もう一度自己反省してみるというか、見直してみるというか、検証してみるというか、そういうのも必要になってくるのかなと。そうすることによって、多少、負担額はもうちょっと多くしてあげましょうというような形であればそれはいいし、もうちょっとやはり見直す制度ではないかなというふうな気が、自分の経験からいって思うのですけれども、その辺、ひとつ１点聞きたいと思います。

それと、後期高齢者の健康診査委託料なのですけれども、これだけがちょっと増えているということなのですけれども、この健康診査というのは、血液検査とか高血圧とか、いろいろなことだと思うのですけれども、この中にはドック検診は入っていませんよね。普通の７５歳以下の方ですと、国民健康保険だとか社会保険でドックの場合は補助がありますけれども、後期高齢者だけは、

ドックについては何の制度もない、報償もない、補助するものもないということで、高齢者がこれだけ多くなってきている中で、なかなかやはりドックを受けたい人、脳ドックだとか胃の検診のドックだとか、そういうものを受けたいと思っても、なかなかやはり高額なものですから、高齢者は収入が少ないと。でもドックを受けると相当金額がかかるということで、なかなか受けないのですよね。だから後期高齢者の中でも、やはり七飯町独自のドックに対する補助制度というか、そういうものをやはり考えていく必要があるのではないかと思うのですよ。若い人たちの脳ドックだとか身体ドックだとか、そういうものだけの補助ではなくて、やはりもうちょっと、これだけ高齢率が高くなってきているわけですから、やはり後期高齢者にもそういう制度を少し考えていただければありがたいなというようなことで、２点、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、まずナンバー１３の委託料の関係でございます。中島委員おっしゃったとおり、実際、私たちもそういう話を保健センターで利用者の方から聞いています。相談していただいた方の中には、やはり定期的に病院にかかっています。２か月に一遍、３か月に一遍かかっている中で、タイミング的に次の受診日のときに病院の先生から、ちょっとうちでこういうメニューで検診を受けられるのだけどやってみないかということで、町の事業を介さずに独自で心配な部分を見てもらうという検診を受けられている方、結構多いというふうに聞いております。ましてや自分の保険証を使ったほうが安いということも利用者のほうから確認しておりますので、これについては、町の事業としては皆さんに健康管理のためにこれだけの検診を受けていただきたいよということで予算化して対応させていただきたいという思いはございますけれども、実際、そういう情報も含めて、受診勧奨を積極的にやっていくというのは当然のことなのですけれども、そのような実態の中で、実際、町民の方がそれぞれに個々に必要なものを検診されている、受けられているというものもちょっと考慮させていただいた中での予算化ということで御理解いただければと思います。

また、後期高齢者の検診につきましても、おっしゃるとおり、中身的には基本検診ということで、血圧測定だとか、身体検査、あとは採血で先生の問診ということの基本的な検査になるわけでございますけれども、これについては、ちょっと全国的な流れもくみとりながら、町独自の考え方ができるかどうかというのもちょっと情報として集めていければなというふうに思ってございます。

以上でございます。

○川村委員長　中島委員。

○中島委員　ありがとうございます。大体わかりました。私もこの制度は決して悪い制度ではないのです。ですから、そういうことがあるものですから、課長も耳に入っているという話ですから、ぜひひとつ見直しをしていただきたいなと思いますのと、それと、やはりドックなのですよ、後期高齢者のドック。個人でやると非常にやはり金額が高い。私も若いころは利用させてもらって、補助金で安くしてもらってやっていましたけれども、後期高齢者になってから１回もやっていないのですよ。というのは、やはり金額が高いですよね。全部自己負担ですから。それも、やはり後期高齢者もこれだけ、三十何％の高齢者率ですから、やはり相当これからも増えていくのですから、やはり受けたくても受けられない、それで収入も少なくなってきているということになってくると、やはり後期高齢者制度にも、やはりドックを受けられる制度、こういうものをぜひひとつ、七飯町独自でもいいですから、やはり考えて、町民サービスではないですけれども、やってやる必要があるのではないのかなという気がするので、ぜひ課長、その辺、考えていただきたいと思いますけれども、これについては部長のほうで考えてくれるかな、ぜひひとつよろしくお願いしたいと思いますけれども。

○川村委員長　民生部長。

○杉原民生部長　貴重な御意見ありがとうございます。考えさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

○川村委員長　ほかに。

副委員長のほうから。

○稲垣副委員長　ナンバー１の委託料の件なのですけれども、障がい児保育事業委託料が１７７万９，０００円増、利用者見込み増のため、一時預かり事業委託料が５，６５６万円、基準単価増のためというところなのですけれども、見込み増をどれくらい見込んでいるというのと、基準単価がどういうふうに変わったのか教えていただきたいと思います。あと、延長保育事業委託料なのですけれども、これは減になっているのですけれども、去年のコロナの影響で減になったのか、その辺、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○川村委員長　子育て健康支援課長。

○岩上子育て健康支援課長　それでは、ナンバー１の障がい児保育事業委託料でございます。これにつきましては、例年よりも利用者の見込み増ということで１７７万９，０００円増額させていただいた内容でございますけれども、これについては、今年度から５歳児検診等も実施していくという中で、小学校に上がる前までの準備期間ということで、確かに特性を持たれている方の人数も年々増えてきているということも踏まえて、前年実績に１割程度、１割、２割、ちょっと利用者がふえるのではないかという見込みの中で、増額をさせていただいているものでございます。

また、一時預かり事業につきましては、これについては、国の示す基準単価が上がったということでございますので、５６５万６，０００円、追加をさせていただいております。

また、延長保育の委託料につきましては、これについてはコロナの影響も多少あるかと思いますけれども、利用者がなかなか昨年に比べて伸び悩んでいないということもちょっと前年の実績として見受けられましたので、この程度減額をして、とりあえず進めてまいりたいということの内容でございます。

以上でございます。

○川村委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　それでは、質疑を終わります。

以上で、子育て健康支援課に対する審査を終了いたします。

子育て健康支援課長、民生部長、御苦労さまでした。

以上で、民生部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後　３時５７分　休憩

午後　３時５８分　再開

○川村委員長　それでは、休憩以前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしました。

本日はこれをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川村委員長　御異議なしと認め、本日はこれをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後　３時５９分　散会